

## 併設型中高一貫教育校等における校長選考試験の実施について

## 1 目的

- ・ 本県においては、「第 2 次 茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦」に基づき、時代の変化に対応し、自ら考え、自ら行動し、解決できるような「人財」の育成に向けて、様々な施策を展開
- ・ 県立高等学校改革プランでは、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成するため、これまでに県内各地に中高一貫校を設置し、探究活動、国際教育、科学教育等に重点を置いた教育を 6 年間で計画的・継続的に展開
- ・ また、全国初となる専科高校を令和 5 年度から新たに 2 校開校して、AI・IoT など科学技術の進展や IT 人財の不足という社会の変化に対応
- ・ 中高一貫教育校及び特色ある専科高校の校長を公募により選考することにより、これまでのキャリアで培われたマネジメントのノウハウを十分に発揮し、過去の事例にとらわれない新たな発想に基づく、新しい時代の学校のマネジメントと人財の育成に期待

## 2 内容

項目	内容
① 求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れたリーダーシップと組織マネジメント能力を有する者</li> <li>・ 過去の事例にとらわれない柔軟な発想力と企画力を有する者</li> <li>・ 社会の変化への対応力と先見性を有する者</li> <li>・ 地域の教育資源を取り込んだネットワークづくりの推進力を有する者</li> <li>・ 学校現場の課題を解決できる実行力を有する者</li> </ul>
② 配置予定校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10校：併設型中高一貫教育校 5校 (日立一、太田一、鹿島、下館一、下妻一) 中等教育学校 3校(勝田、並木、古河) R5開校の2校(IT未来、つくばサイエンス)</li> </ul> <p>※ 配置校は、選考結果を踏まえ決定</p>
③ 応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢制限なし (茨城県公立学校教職員及び茨城県職員) 管理職の経験を有する者 (「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外) 民間企業等で管理職の経験又はそれと同等の経験を有する者 ➢ IT未来・つくばサイエンスについては、この他に、 大学・民間企業等において専門の経験を有する者</li> </ul>
④ 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募</li> <li>・ 第 1 次選考：書類選考(経歴等)</li> <li>・ 第 2 次選考：録画面接</li> <li>・ 第 3 次選考：個人面接①(オンライン)</li> <li>・ 第 4 次選考：個人面接②</li> </ul>
⑤ 任用形態	<p>(茨城県公立学校教職員及び茨城県職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県職員としての身分を継続</li> <li>・ 4 年経過せず 60 歳の年度を迎える場合、延長面接を行い、残りの任期は特定任期付職員として任用</li> </ul> <p>(「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定任期付職員(4 年間)として採用 1 年目は原則として副校長、2 年目から校長に登用(勤務状況等確認)</li> </ul>

項目	内容
⑥ 給与等	(茨城県公立学校教職員及び茨城県職員) ・ 職員の給与に関する条例適用 (教育職給料表(二)適用、校長4級・副校長3級格付、号給は個人毎計算) (「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外) ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例適用 (特定任期付職員給料表適用、5号給支給)
⑦ 欠格事項	・ 地方公務員法 第16条 ・ 学校教育法 第9条

### 3 スケジュール (予定)

① 実施要項の配布	令和4年8月27日(土)から	配布場所：県教委HP
② 募集期間 (5週間程度) 第1次選考 (書類選考) 第2次選考 (録画面接)	令和4年8月29日(月) ～9月28日(水)	受験者は、エン・ジャパン(株)が運営する転職サイトに会員登録し、転職サイトを通じて申し込む。 書類選考の結果については、受験申込書等の受理後10日～14日程度で可否を通知。
③ 面接試験①	令和4年10月15日(土) 令和4年10月16日(日)	第3次選考(個人面接①) [オンライン面接]
④ 面接試験②	令和4年11月上旬	第4次選考(個人面接②：最終) [対面面接]
⑤ 合格発表	令和4年11月中旬	

#### 【参考】

#### ○令和4年度採用(R3実施)校長公募選考試験結果

##### 1 応募状況【募集人数：5名】

区分	男	女	計
応募者数	1,602名	71名	1,673名

##### 2 選考結果

(1) 最終合格者 4名(うち1名辞退)

##### (2) 選考の経過

区分	選考方法	合格者数
第1次選考	書類選考	61名
第2次選考	個人面接(オンライン)	11名
第3次選考	個人面接	4名

#### ○校長公募による採用状況

R2採用	太田第一高等学校・附属中学校	校長
	鉾田第一高等学校・附属中学校	校長
	竜ヶ崎第一高等学校・附属中学校	校長
R4採用	水戸第一高等学校・附属中学校	副校長
	土浦第一高等学校・附属中学校	副校長
	水海道第一高等学校・附属中学校	副校長

※R4採用の3名はR5年度から校長として任用

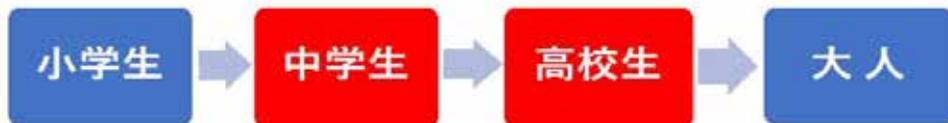
「中学校・高校部活動改革」～部活動を「地域移行」へ～

- ★生徒の望ましい成長を保障するため、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備
- ★学校教育の質の向上を目指し、教員が本務に専念できる環境の整備

**国の方針** ※中学校

- 休日の部活動を段階的に地域移行
- 令和5～7年度を改革集中期間に位置付け
  - ※ 自治体への財政支援の検討事項
    - ・ 生活困窮家庭への補助
    - ・ 受け皿となる運営主体への支援
    - ・ 指導者の確保

運営主体立ち上げのイメージ



**県の取組** ※中学校・高校

- 部活動改革の推進、生徒に対する質の高い学びの実現
- 計画等の策定
  - ・ 部活動運営方針改訂
  - ・ 推進計画の作成
  - ・ 地域クラブ活動ガイドラインの策定
- 生徒・保護者・県民への啓発
- 市町村への支援
  - ・ 運営主体整備
  - ・ 指導者の発掘、確保
- 休日部活動の教員指導時間0  
 (中：令和7年度末、高：8年度末)



**幅広い世代がスポーツ・文化芸術を楽しむ**  
 ☞ **地域の子ども達を地域で育てる**  
 ☞ **地域の魅力・活力づくりに**  
全ては子どもたちのため・地域のために

部活動の地域移行に向けた業務連携体制 ～地域の子どもを地域で育てる環境の整備～

【令和4年度の主な取組】

【各団体説明会】

6・7月上旬

・教育事務所

7月下旬

・市町村教育長

・校長会

8月中旬

・市長会、町村会

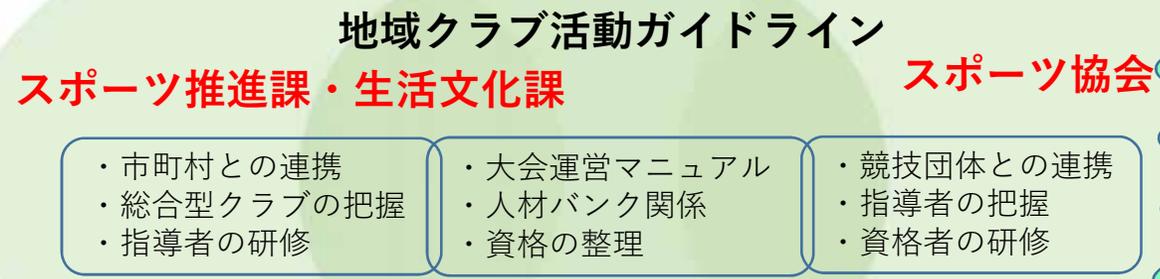
- 高体連
- 中体連
- 文化系連盟
- 高野連
- 市町村
- 中学校
- 県立中学
- 県立高校



部活動の段階的な地域移行に向けた推進計画

【地域移行パターン作成市町村（案）】

- 県北：高萩
- 中央：大子・笠間
- 県西：下妻
- 県東：神栖
- 県南：美浦



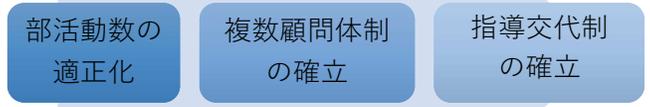
○運営主体整備の支援 ○人材の確保・育成

・スポーツ審議会からの意見聴取

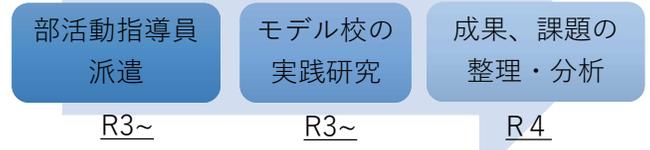
保健体育課

- 少年団
- 競技団体
- 大学・プロ企業
- 総合型地域スポーツクラブ
- 文化系団体

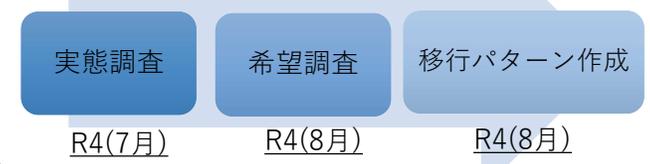
< 学校部活動の改革 >



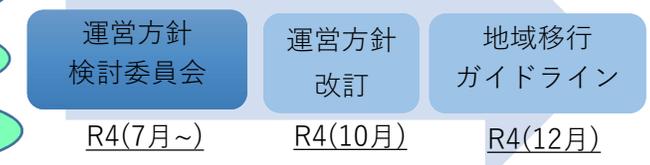
< 地域移行へ向けた実践研究 >



< 現状把握・市町村への支援 >



< 方針の見直しと策定 >



< 地域移行へ向けた環境の整備 >

部活動の段階的な地域移行に向けた推進計画 R4(10月)



【地域移行へ向けての主な課題】

- ◆運営主体の整備
- ◆指導者不足
- ◆交通手段
- ◆ICTの活用
- ◆受益者負担
- ◆補助金
- ◆情報提供
- ◆部活動指導員の活用

令和5年度から移行開始

# 地域移行ワーキングチーム

## 【目的】

部活動の地域移行を加速化させ、「地域の子どもを地域で育てる」環境の整備を推進する。

## 【セクション】

## 【担当】

運営主体整備S	保健体育課・スポーツ推進課・義務教育課・生涯学習課・文化課・生活文化課・スポーツ協会・高体連・中体連・吹奏楽連盟・合唱連盟
学校制度整備S	保健体育課・教育改革課・義務教育課・高校教育課・財務課
費用負担検討S	保健体育課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育・財務課
情報発信S	保健体育課・スポーツ推進課・義務教育課・高校教育課・特別支援課・総務課・スポーツ協会
モデル事業S	保健体育課・義務教育課
運営方針改訂S	保健体育課・スポーツ推進課・教育改革課・義務教育課・高校教育課・特別支援教課・生涯学習課・文化課・生活文化課・スポーツ協会・高体連・中体連・高文連

【組織体制】 地域移行WTを立ち上げ、WTの中に各業務のセクションを置く（関係各課・各組織で構成）

- 学校教育部長・県民生活環境部次長（WTディレクター）：プロジェクトの統括
- 保健体育課長・スポーツ推進課長（WTリーダー）：統括を補佐
- 保健体育課総括・スポーツ推進課総括：各課との調整

## 【主な業務内容】

- ①各団体への説明・啓発・要請
- ②人材育成
- ③市町村実態調査、生徒・保護者意向調査
- ④大会参加資格緩和
- ⑤部活動の段階的な地域移行推進計画策定

- ①学校施設開放ルール策定
- ②兼職兼業に係る整理

- ①クラブや少年団の会計状況調査
- ②部活動の費用負担状況調査
- ③スケールメリット等の検討

- ①広報活動（チラシ、動画作成）
- ②情報提供
- ③VR等の方策研究

- ①地域移行パターンの作成
- ②移行モデルの実践研究（中・高）
- ③移行モデルの検証・展開

- ①検討委員会の開催・運営
- ②部活動運営方針の改訂
- ③地域移行後のガイドラインの策定

専決第7号

## 教職員の人事の専決について

上記のことについては、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和4年8月22日付けで下記のとおり専決をもって発令しましたから、同条第2項の規定に基づき報告します。

このことについて、承認願います。

### 記

#### 人事発令

種別	新職名	現職名	氏名	年齢	摘要
昇任	かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校校長	取手市立桜が丘小学校教頭	あきの 浅野 洋子	53歳	かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校長 根本重巳が令和4年7月13日付けで死亡退職したため。

種別	新職名	現職名	氏名	年齢	摘要
昇任	下妻市立大形小学校校長	筑西市立竹島小学校教頭	なかじま 中嶋 好一	56歳	下妻市立大形小学校長 中嶋一雅が令和4年7月20日付けで死亡退職したため。

令和4年8月25日提出

茨城県教育委員会教育長

森作 宜民

第18号議案

令和4年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について

令和4年第3回茨城県議会定例会に提出するため、上記議案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき知事から意見を求められたので、これに同意する。

令和4年8月25日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

令和4年度の教育に関する予算について、令和4年度茨城県一般会計予算を補正しようとするものである。

## 令和4年度茨城県一般会計補正予算案の概要

### 1 補正予算額

(単位：千円)

区 分	現計予算 ①	補正額 ②	計 ①+②
教育庁計	241,858,171	527,682	242,385,853

### 2 今回補正予算の内容

担当課	事業名	補正額	事業内容
① 物価の高騰に伴う給食費の値上げ対策			
保健体育課	学校給食等物価高騰対策事業費 (国補)	16,325	<p>県立学校の給食等における食材価格が高騰していることから、食材価格の高騰額相当分を県が負担することによって、保護者の負担軽減を図る。</p> <p><b>【補助先】</b>                      学校給食または舎食を提供する県立学校 47 校                      (特別支援学校、夜間定時制高等学校、附属中学校、中等教育学校)</p>
② 原油価格の高騰に伴う電気料金等の値上げ対応			
財務課 生涯学習課 文化課 保健体育課	全日制高等学校管理費(県単) 他9事業	511,357	<p>原油価格等の高騰により、教育施設における電気料金等の値上げ相当分を増額補正する。</p> <p><b>【対象施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設(高等学校(中学・中等を含む)96校、特別支援学校23校)</li> <li>・県立図書館</li> <li>・文化施設(近代美術館、歴史館、自然博物館、陶芸美術館)</li> <li>・体育施設(笠松運動公園、堀原運動公園)</li> </ul>

## 3 課別予算額一覧

(単位：千円)

課名	現計予算額 ①	今回補正額 ②	補正後予算額 ①+②
総務課	27,313,321	—	27,313,321
財務課	200,967,080	378,598	201,345,678
生涯学習課	1,303,694	25,767	1,329,461
文化課	2,144,205	71,918	2,216,123
教育改革課	1,481,087	—	1,481,087
義務教育課	2,600,449	—	2,600,449
高校教育課	2,394,528	—	2,394,528
特別支援教育課	1,878,706	—	1,878,706
保健体育課	1,775,101	51,399	1,826,500
教育庁計	241,858,171	527,682	242,385,853



【R4.9月補正予算額 16百万円】

教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室  
(029-301-5356)

県立学校における給食等の食材価格が高騰していることから、保護者の負担軽減を図るため、食材価格の高騰相当（増額）分を支援します。

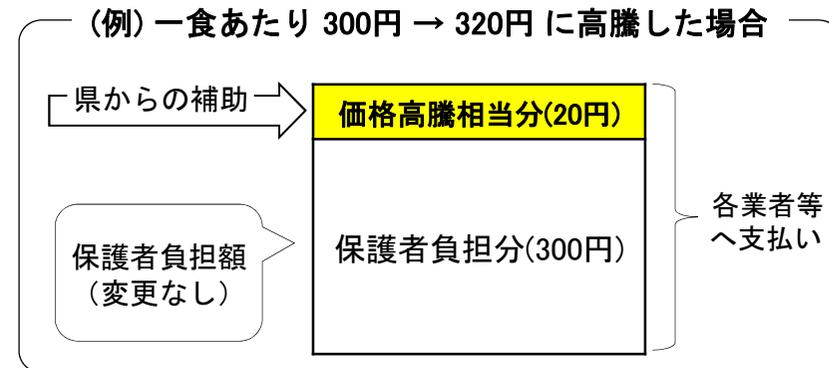
【事業内容】 学校給食等の食材価格高騰相当額を補助

【補助対象】 学校給食または舎食を提供する県立学校（47校）

- 中学校・中等教育学校（13校）
- 特別支援学校（23校）
- 夜間定時制高等学校等（11校）



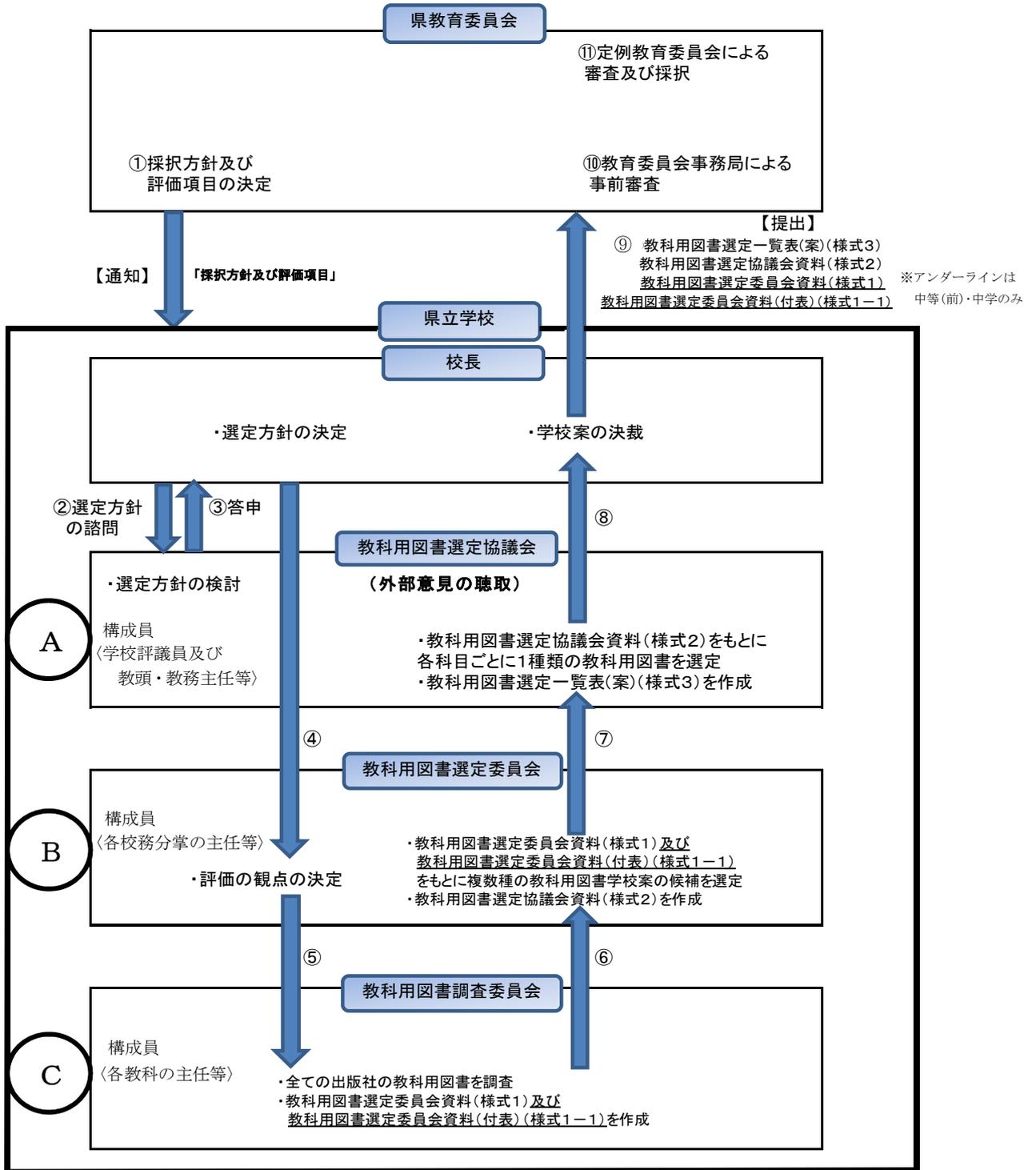
【補助率】 10 / 10  
(20円 / 食を想定)



## 令和5年度使用県立学校教科用図書採択に係る参考資料

1	令和5年度使用県立学校教科用図書の選定について	1
2	教科用図書採択の流れ	3
3	令和5年度使用教科用図書選定協議会資料（様式2）〈抜粋〉	
	（1）県立水戸第一高等学校（普通科）	4
	（2）県立石岡商業高等学校（専門学科）	8
	（3）県立茎崎高等学校（定時制）	12
	（4）県立下妻第一高等学校附属中学校	16
	（5）県立結城特別支援学校	20
4	令和5年度使用教科用図書選定一覧表（案）（様式3）〈抜粋〉	
	（1）県立水戸第一高等学校（普通科）	28
	（2）県立石岡商業高等学校（専門学科）	29
	（3）県立茎崎高等学校（定時制）	30
	（4）県立下妻第一高等学校附属中学校	31
	（5）県立結城特別支援学校	32

# 教科用図書採択の流れ



①～⑩は作業手順を示す番号である。

※上記表のアンダーラインは、中等教育学校（前期課程）及び中学校対象

令和5年度使用県立学校教科用図書の選定について

1 教科用図書選定の経過

内 容	期 日																																											
	高等学校等	特別支援学校																																										
<p>(1)教科用図書選定協議会の設置について、各校に通知  <b>※以下の丸番号・丸英字は、p 1の図に対応</b>  <b>(参考)各校の教科用図書選定協議会(㊤)の構成状況</b>                      県立高等学校・中等教育学校・中学校 119校                      (令和5年度開校の2校を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>16人</td> <td>13人</td> <td>12人</td> <td>11人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>8人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>1校</td> <td>1校</td> <td>1校</td> <td>4校</td> <td>62校</td> <td>13校</td> <td>18校</td> <td>5校</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>9校</td> <td>0校</td> <td>5校</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>県立特別支援学校 23校</p> <table border="1"> <tr> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>8人</td> <td>6人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>1校</td> <td>8校</td> <td>4校</td> <td>8校</td> <td>2校</td> </tr> </table> <p>○教科用図書選定協議会の委員構成                      学校委員(教頭(副校長)及び教諭等)                      外部委員(保護者、教育に関し学識経験を有する者等)</p> <p>○各校とも、学校委員と外部委員は同数又は外部委員の方が多い構成となっており、外部意見の聴取により透明性を確保できるようにしていることを提出された名簿により確認した。</p>	16人	13人	12人	11人	10人	9人	8人	7人	1校	1校	1校	4校	62校	13校	18校	5校	6人	5人	4人						9校	0校	5校						12人	10人	8人	6人	4人	1校	8校	4校	8校	2校	5月18日	4月13日
16人	13人	12人	11人	10人	9人	8人	7人																																					
1校	1校	1校	4校	62校	13校	18校	5校																																					
6人	5人	4人																																										
9校	0校	5校																																										
12人	10人	8人	6人	4人																																								
1校	8校	4校	8校	2校																																								
<p>(2)教科用図書採択の流れ <b>※p 1を参照</b>  <b>【県教育委員会】</b>採択方針の決定及び通知の送付等について                      ○教科用図書の採択方針について、定例教育委員会で決定                      ①教科用図書採択方針及び評価項目についての通知  <b>※中等教育学校、中学校、特別支援学校には、採択に関する参考資料(教科用図書選定審議会答申)も送付</b>                      ○その他                      ・教科書目録について                      文部科学省初等中等教育局教科書課が、令和4年度より教科書目録の送付を取りやめたことから、各校に電子媒体を送付した。                      ・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部へは、出版社から採択用見本を送付</p> <p><b>【県立学校】</b>選定作業について                      ②校長は、㊤教科用図書選定協議会に選定方針の諮問                      ③㊤教科用図書選定協議会は、選定方針を校長に答申                      ④㊤教科用図書選定委員会で、評価の観点を決定</p>	5月26日 6月1日	5月26日 6月1日																																										
	5月19日	6月1日																																										
	(5月下旬 ～ 6月下旬)	(6月上旬 ～ 7月上旬)																																										

<p>(参考) 評価の観点 ※p 4～27 参照</p> <p>県立水戸第一高等学校  ○取り上げられている内容及び程度が、大学進学を目指す本校生徒の実態にあっているか。  ○授業を中心とした新鮮で活気ある学習活動を展開している本校の特色にあっているか。  ○内容の配列や分量が適切であり、表記・表現等が学習しやすく工夫されているか。</p> <p>県立結城特別支援学校  ○学年や学部の系統性が図れているか。  ○学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか。</p> <p>⑤㊦教科用図書調査委員会は、採択用見本、教科書展示会、教科書調査研究資料等を参考に、全ての出版社についてその内容を調査し、県の評価項目及び各校の評価の観点に基づき、教科用図書の評価を記載した、教科用図書選定委員会資料(様式1)を作成  ※中等教育学校(前期課程)及び中学校は付表(様式1-1)も作成  ※作成した資料は各校で保存</p> <p>⑥㊧教科用図書選定委員会は、教科用図書選定委員会資料(様式1)を基に、評価の高い教科用図書を複数種類選定し、複数種類の教科用図書の比較による評価結果を、文章で記述した教科用図書選定協議会資料(様式2)を作成</p> <p>⑦⑧㊨教科用図書選定協議会は、教科用図書選定協議会資料(様式2)の候補から1点を選定し、教科用図書選定一覧表(案)(様式3)を作成し、校長に答申</p> <p>⑨校長の決裁後、各校から県教育委員会へ教科用図書選定一覧表(案)(様式3)及び教科用図書選定協議会資料(様式2)を提出</p>	6月24日	7月15日
<p>(3) 審査及び指導【県教育委員会】 (㊩)</p> <p>1 選定一覧表(案)及び選定協議会資料の事前審査等</p> <p>2 選定一覧表(案)、選定協議会資料及び需要数の審査及び指導</p> <p>&lt;審査の観点&gt;</p> <p>ア 選定の経過、体制が適切か。  イ 教育課程編成表と適合しているか。  ウ 生徒の実態に合っているか。  エ 選定の理由が適切か。</p> <p>○上記1では、内容の整合性や表記等の誤りについて確認し、誤りがある学校に指導を行った。  ○上記2では、審査の観点に基づき、各校からその内容について聴取し、外部意見の聴取により透明性を確保されるとともに、適正かつ公正に教科用図書の選定が行われていることを確認した。</p>	6月24日 ～7月1日 7月4、11日	7月20日 ～7月22日 8月1、2日 随時
<p>(4) 教科用図書採択の経過、選定一覧表(案)及び選定協議会資料抜粋を教育委員へ送付</p>	8月中旬	8月中旬

2 今後の予定

令和5年度使用県立学校教科用図書の採択について、定例教育委員会で審議し、決定する。(㊪)

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
15	茨城県立水戸第一高等学校	全日制

書名等				評価等						選定結果	
種目名	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目			本校の評価の観点				比較評価 (選定理由)
				1	2	3	4	5	6		
				学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための、編成上の配慮・工夫がなされているか。	取り上げられている内容及び程度が、大学進学を目指す本校生徒の実態にあっているか。	授業を中心とした新鮮で活気ある学習活動を展開している本校の特色にあっているか。	内容の配列や分量が適切であり、表記・表現等が学習しやすく工夫されているか。		
現代の国語	104	現国	現代の国語	A	A	A	A	B	A	両教材とも、教材の内容・程度・分量・配列に工夫がなされているが、第一は数研に比べて幅広い分野の教材の配列において、より本校の授業に適している。	○
	数研	◆									
	183	現国	高等学校 現代の国語	A	A	A	A	A	A		
言語文化	104	言文	言語文化	A	A	A	A	A	B	両教材とも、教材の内容・程度・分量・配列に工夫がなされているが、第一は数研に比べて幅広い分野の教材の配列において、より本校の授業に適している。	○
	数研	◆									
	183	言文	高等学校 言語文化	A	A	A	A	A	A		
	第一	◆									
文学国語	15	文国	新 文学国語	A	A	A	A	A	B	両教材とも難関大学進学を志望する本校生徒の実態にほぼ適合しているが、筑摩は三省堂に比べて、文学の定義が幅広く随想評論等幅広い内容が学習しやすく工夫されている点でより適している。	○
	三省堂	◆									
	143	文国	文学国語	A	A	A	A	A	A		
	筑摩	◆									
古典探究	50	古探	古典探究 古文編	A	A	A	A	A	A	両教材とも難関大学進学を志望する本校生徒の実態にほぼ適合しているが、大修館は数研に比べて、教材の内容がより高い水準であり、かつ教材ごとの設問が、発展的な読解に結びつけるという点で優れている。	○
	大修館	◆									
		古探	古典探究 漢文編	A	A	A	A	A	A		
		◆									
	104	古探	古典探究 古文編	A	A	A	A	B	A		
	数研	◆									
		古探	古典探究 漢文編	A	A	A	A	B	A		
地理総合	46	地総	高等学校 新地理総合	A	A	A	A	A	A	思考力を育成するための図表が帝国の方が大きく、小単元ごとの学習課題も明示され生徒が理解しやすい。	○
	帝国	◆									
	130	地総	地理総合 世界に学び地域へつなぐ	A	A	A	A	B	A		
	二宮	◆									
地理探究	46	地探	新詳地理探究	A	A	A	A	A	A	帝国は二宮に比べて、各国地誌に詳細な記述がなされており、基礎基本を踏まえた上で探究的授業を展開するのに適している。	○
	帝国	◆									
	130	地探	地理探究	A	A	A	A	B	A		
	二宮	◆									
歴史総合	2	歴総	詳解歴史総合	A	A	A	A	A	A	東書は山川に比べて基礎的・基本的な内容の記述がなされており、世界史的内容の理解を深め、系統的・自主的な学習活動をおこなうのに適している。	○
	東書	◆									
	81	歴総	歴史総合 近代から現代へ	A	A	A	A	A	B		
	山川	◆									
日本史探究	7	日探	日本史探究	A	A	A	A	B	A	実教よりも山川の方が、内容が詳細であり、基礎基本を踏まえた上で探究的な活動に取り組むことができる点で優れている。	○
	実教	◆									
	81	日探	詳説日本史	A	A	A	A	A	A		
	山川	◆									
世界史探究	7	世探	世界史探究	A	A	A	A	B	A	実教よりも山川の方が、内容が詳細であり、基礎基本を踏まえた上で探究的な活動に取り組むことができる点で優れている。	○
	実教	◆									
	81	世探	詳説世界史	A	A	A	A	A	A		
	山川	◆									
地図	46	地図	新詳高等地図	A	A	A	A	A	A	二宮よりも帝国のほうが、地理的な考え方を学ぶための情報量が豊富である点で優れている。	○
	帝国	◆									
	130	地図	詳解現代地図 最新版	A	A	A	A	B	A		
	二宮	◆									

公共	46	公共	高等学校 公共	A	A	A	A	B	A	第一は帝国に比べて記述が詳細であり、基礎基本を踏まえた上で探究的な活動をおこなうのに適した教科書である。	○
		707									
	183	公共									
		710									
数学 I	61	数 I	数学 I	A	A	B	A	A	B	数研は啓林館に比べ、重要問題が充実し徹底されている。さらに発展的内容の取扱も豊富で、本校生徒の実態に合っている。	○
		709									
		◆									
	104	数 I									
数学 II		712	数学 II	A	A	A	A	A	A	数研は啓林館に比べ、基礎的な知識習得と技能の習熟を図るのに優れている。また、重要問題が充実しており徹底されている。	○
		◆									
	104	数 II									
		709									
数学 A	61	数 A	数学 A	A	A	B	A	A	B	数研は啓林館に比べ、思考力を培うように整数に関して記述し、練習問題が豊富で本校の指導方針にあっている。	○
		709									
		◆									
	104	数 A									
数学 B		712	数学 B	A	A	A	A	A	A	数研は啓林館に比べ、授業展開がスムーズに行えるように配列、題材が工夫されている。さらに研究、発展の内容が充実している。	○
		◆									
	61	数 B									
		707									
数学 C		710	数学 B	A	A	A	A	A	A	数研は啓林館に比べ、授業展開がスムーズに行えるように配列、題材が工夫されている。さらに研究、発展の内容が充実している。	○
		◆									
	104	数 B									
		710									
物理基礎	61	数 C	数学 C	A	A	B	A	A	B	数研は啓林館に比べ、数学的概念を理解させるための実例と技能を磨くための練習のバランスが良く授業を展開しやすい。	○
		705									
		◆									
	104	数 C									
物理		708	数学 C	A	A	A	A	A	A	数研は啓林館に比べ、数学的概念を理解させるための実例と技能を磨くための練習のバランスが良く授業を展開しやすい。	○
		◆									
	61	物基									
		705									
化学基礎		703	物理基礎	A	A	A	A	A	A	数研のほうが例題、類題も豊富であり、生徒が自学するのに適切である。大学進学を目指す本校生徒に適していると考えられる。	○
		◆									
	104	物基									
		707									
化学	61	物基	物理基礎	A	A	A	A	A	A	数研のほうが例題・類題・解説の配置がよく、見やすい。生徒が間違えやすい箇所を丁寧に取扱っているため、生徒が自学するのに適切である。	○
		703									
		◆									
	104	物基									
化学基礎		706	物理	A	A	A	A	A	A	数研の方が学習指導要領に示されている内容を忠実に、豊富な資料と共に詳しく記述しており、生徒が取り組みやすいようにまとめられている。	○
		◆									
	7	化基									
		703									
化学		703	化学基礎 academia	A	A	A	A	A	B	啓林館の方が学習指導要領に示されている内容を忠実に、豊富な資料と共に詳しく記述しており、生徒が取り組みやすいようにまとめられている。	○
		◆									
	61	化基									
		706									
生物基礎		706	高等学校 化学基礎	A	A	A	A	A	A	第一の方が化学の豊富な知識が理解しやすく、生徒が意欲的に取り組めるように、写真や図はもちろん、レイアウト等にも工夫がなされている。	○
		◆									
	61	化学									
		705									
地学基礎		708	高等学校 化学	A	A	A	A	A	A	第一の方が化学の豊富な知識が理解しやすく、生徒が意欲的に取り組めるように、写真や図はもちろん、レイアウト等にも工夫がなされている。	○
		◆									
	183	化学									
		708									
保健体育	61	生基	高等学校 生物基礎	A	A	A	A	A	B	数研は本文や図が練り上げられているうえ適切な情報量が提供されており本校生徒に適している。	○
		705									
		◆									
	104	生基									
地学基礎		708	高等学校 生物基礎	A	A	A	A	A	A	啓林館は図などの処理は適切であるが紙面の視認性が良くない。	○
		◆									
	61	地基									
		703									
保健体育		704	高等学校 地学基礎	A	A	A	A	A	A	数研は啓林館に比べ、章立てが固体地球・地質地球・大気海洋・地球環境・天文学の順で系統的に学習できる。また、地学用語に学名が付記されており本校生の実態に即している。	○
		◆									
	104	地基									
		704									
保健体育	50	保体	現代高等保健体育	A	A	A	A	A	A	大修館は第一に比べ、付録や口絵が充実しているため、より深い学習を喚起するとともに、課題追及・解決を図る能力の育成に役立つ配慮がある。	○
		701									
		◆									
	183	保体									
保健体育		703	高等学校 保健体育 Textbook	A	A	A	B	B	A	大修館は第一に比べ、付録や口絵が充実しているため、より深い学習を喚起するとともに、課題追及・解決を図る能力の育成に役立つ配慮がある。	○
		◆									
		704									
		◆									
保健体育		704	高等学校 保健体育 Activity	A	A	A	B	B	A	大修館は第一に比べ、付録や口絵が充実しているため、より深い学習を喚起するとともに、課題追及・解決を図る能力の育成に役立つ配慮がある。	○
		◆									
		704									
		◆									

音楽 I	27	音 I	高校生の音楽 1	A	A	A	A	A	A	A	教芸の教科書は、音楽史や楽典的事項に関する資料が多く、音楽文化を色々な角度から考えることができる。友社の教科書は、取り上げられている教材が生徒の興味・関心・実態に合わないものが多い。	○
	702	教芸										
	89	音 I										
	704	友社										
美術 I	38	美 I	美術 1	A	A	A	A	A	A	A	いずれも図版の印刷精度が良く、内容も多岐にわたり豊富であるが、光村は日文に比べ、生徒が意欲を持って学習に取り組めるよう参考作品の配列に工夫が見られる。	○
	701	光村										
	116	美 I										
	702	友社										
書道 I	6	書 I	書 I	A	A	A	A	A	A	A	教図は、鑑賞活動を主とした冊子（「書 I」）と臨書活動に特化した冊子（「書 I プライマリーブック」）が分かれており、実技学習の際に、机上を有効活用することができる。作品自体のみでなく、周辺知識の情報が充実している。教出は作品の全体像をとらえた図版や解説が充実しているが、写真がやや消して、一部不鮮明に感じられる部分がある。	○
	702	教図										
	703	友社										
	17	書 I										
	704	教出										
	704	友社										
ケ 英語 シ コ ミ ュ ニ	15	C I	CROWN English Communication I	A	A	A	A	A	A	A	CROWNの方が、英文の内容・レベルが本校生に適している。各レッスンにオプション・リーディングもあり、レイアウトもよい。	○
	707	三省堂										
	104	C I										
	715	友社										
ケ 英語 シ コ ミ ュ ニ	15	C II	CROWN English Communication II	A	A	A	A	A	A	A	CROWNの方が、英文の内容・レベルが本校生に適している。活動もバランス良く構成されている。	○
	707	三省堂										
	104	C II										
	715	友社										
論 理 ・ 表 現 I	15	論 I	CROWN Logic and Expression I	A	A	A	A	A	B	A	FACTBOOKの方が、表現活動のタスクが扱いやすく、文法・語法もよくまとまっていて体系的に学べる。	○
	704	三省堂										
	212	論 I										
	714	友社										
論 理 ・ 表 現 II	15	論 II	CROWN Logic and Expression II	A	A	A	A	A	B	A	FACTBOOKの方が、文法事項とそれらを取り入れた表現活動のバランスが良く、生徒の興味を引きつける構成になっている。	○
	704	三省堂										
	212	論 II										
	714	友社										
家 庭 基 礎	2	家基	家庭基礎 自立・共生・創造	A	A	A	A	A	A	A	東書の方が実教に比べて、各分野とも写真、図、イラストなどの資料が豊富であり、資料が適切に配置されているので、自分らしい生活を創造するのに適した内容になっている。	○
	701	東書										
	7	家基										
	705	実教										
情 報 I	7	情 I	高校情報 I Python	A	A	A	A	A	A	A	703の方が、共通テストを意識した項目別編成になっており、レベルも高く、本校生の学習にふさわしい。705はまんべんなく記述されているが、レベルの点でやや物足りない。	○
	703	実教										
	7	情 I										
	705	実教										
倫 理	7	倫理	高校倫理 新訂版	A	A	B	A	A	A	B	両者とも詳細な記述であるが、清水は、難解な思想を平明で明確に説明している点において実教よりもすぐれている。	○
	312	実教										
	35	倫理										
	308	清水										
政 治 ・ 経 済	35	政経	高等学校 現代政治・経済 新訂版	A	A	A	A	A	A	A	両者とも詳細な記述であるが、清水は、政治や経済の動向と関連性、発展的内容において第一よりもすぐれている。	○
	314	清水										
	183	政経										
	309	第一										
数 学 III	61	数III	詳説 数学III改訂版	A	A	B	A	A	A	B	数研は啓林館に比べ、数学的概念を理解させるための実例が数学 I と数学 II から網羅されている。本校の生徒の学習状況にあっている。	○
	319	啓林館										
	104	数III										
	322	数研										
生 物	2	生物	改訂 生物	A	A	A	A	A	A	A	東書は啓林館に比べて内容にまとまりがあり、実物をイメージしやすい図表となっている。情報量も適切である。	○
	306	東書										
	61	生物										
	309	啓林館										

シ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン グ ル Ⅲ	15	コⅢ	CROWN	A	A	A	A	A	A	CROWNの方が取り上げて いる題材が本校生の興味 に適合しており、英文のレ ベルや各技能の活動も充 実している。	○
		329	English Communication Ⅲ New Edition								
		50	コⅢ	Genius	A	A	A	A	B		A
		333	English Communication Ⅲ Revised								
	大修館										
<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <p>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</p> <p>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</p> <p>ウ 各教科の特性及び授業時数</p> <p>エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査</p>											

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
52	茨城県立石岡商業高校	全日制

書名等			評価等						比較評価 (選定理由)	選定結果	
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	県の評価項目			本校の評価の観点					
			1	2	3	4	5	6			
書名			学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされているか。	基礎・基本がよく整理されていて分かり易いか。	資料やデータが分かりやすいか重要分野をやさしく解説しているか。	確認事項が簡潔で扱い易いか。			
現代の国語	2 東書	現国 701	新編現代の国語	A	A	A	A	A	B	716は教科書への書き込みも可能で取り組みやすく、書く力を効率的に培えるよう構成されている。	○
	183 第一	現国 716 ◆	高等学校 新編現代の国語	A	A	A	A	A	A		
言語文化	50 大修館	言文 706 ◆	新編 言語文化	A	A	A	A	A	A	706は本校生がつまずきやすい古典が、段階を追って徹底的に分かりやすく構成されている。	○
	183 第一	言文 716 ◆	高等学校 新編言語文化	A	A	A	B	A	A		
国語表現	50 大修館	国表 701 ◆	国語表現	A	A	A	A	A	B	701は言語活動が豊富で、基本事項も系統的に掲載されている。	○
歴史総合	81 山川	歴総 709 ◆	わたしたちの歴史 日本から世界へ	A	A	A	A	A	A	文章量が適量かつ理解しやすい内容となっている。また、単元・項目別にわかりやすく配分されている。	○
	183 第一	歴総 711 ◆	高等学校 新歴史総合 過去との対話、つなぐ未来	A	A	B	A	A	A		
日本史探究	2 東書	日探 701	日本史探究	A	A	A	A	A	B	文章量が適量かつ理解しやすい内容となっている。また、単元・項目別にわかりやすく配分されている。	○
	81 山川	日探 705 ◆	詳説日本史	A	A	A	A	A	A		
地図	46 帝国	地図 702 ◆	新詳高等地図	A	A	A	B	A	A	基本的な地理情報を得ることができるとともに、公共や歴史などでも活用できる資料が含まれている。	○
	46 帝国	地図 703 ◆	標準高等地図	A	A	A	A	A	A		
公共	46 帝国	公共 707 ◆	高等学校 公共	A	A	A	A	A	A	単元・項目別に写真やグラフなどの資料が的確に配置されている。文章量も適切で理解しやすい。	○
	183 第一	公共 711 ◆	高等学校 新公共	A	A	A	A	B	A		
数学Ⅰ	7 実教	数Ⅰ 707 ◆	新編数学Ⅰ	A	A	A	A	A	B	715は707より節末問題や章末問題が充実しており、自分の苦手分野を復習しやすい。	○
	104 数研	数Ⅰ 715 ◆	最新 数学Ⅰ	A	A	A	A	A	A		
数学Ⅱ	7 実教	数Ⅱ 704 ◆	新編数学Ⅱ	A	A	A	A	A	B	712は704より節末問題や章末問題が充実しており、様々な難易度の問題で復習ができる。	○
	104 数研	数Ⅱ 712 ◆	最新 数学Ⅱ	A	A	A	A	A	A		
科学と人間生活	2 東書	科人 701	科学と人間生活	A	A	A	A	B	B	第一は見開き1ページで内容が簡潔に説明されている。図がたくさんあり生徒が親しみやすいよう工夫されている。節ごとにまとめもあり指導しやすい。	○
	183 第一	科人 705 ◆	高等学校 科学と人間生活	A	A	A	A	A	A		
保健体育	50 大修館	保体 701 ◆	現代高等保健体育	A	A	A	A	A	A	事例が具体的に示され、学びを生かす資料が盛り込まれており、生徒が学習内容を理解しやすいように配慮されている。	○
	183 第一	保体 703 ◆	高等学校 保健体育 Textbook	A	A	B	B	A	B		
		保体 704 ◆	高等学校 保健体育 Activity								
<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</li> <li>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</li> <li>ウ 各教科の特性及び授業時数</li> <li>エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査</li> </ul>											

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
52	茨城県立石岡商業高校	全日制

書名等			評価等						比較評価 (選定理由)	選定結果	
			県の評価項目			本校の評価の観点					
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	1	2	3	4	5	6		
				学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための、編成上の配慮・工夫がなされているか。	基礎・基本がよく整理されていて分かり易いか	資料やデータが分かりやすいか重要分野をやさしく解説しているか	確認事項が簡潔で扱い易いか		
音楽 I	27 教芸	音 I 702	高校生の音楽 1	A	A	A	A	A	A	高校生の音楽の方が生徒に親しみやすく、楽しんで取り組める内容になっている。	○
	89 友社	音 I 704	ON! 1	A	A	B	A	A	A		
美術 I	116 日文	美 I 702 ◆	高校生の美術 1	A	A	A	A	A	A	高校生の美術 1の方が、高校最初の美術を学ぶ上で、基礎資料が豊富で内容も充実している。	○
	116 日文	美 I 703 ◆	高校美術	A	B	A	A	B	A		
英語コミュニケーション I	109 文英堂	C I 719 ◆	Grove English Communication I	A	A	A	A	A	B	各課とも身近な話題を取り上げている。導入部分に工夫があり生徒の興味を引き出しやすく、また各課のまとめとしての言語活動も授業に取り入れやすい。文法も簡潔にまとまっている。	○
	183 第一	C I 722 ◆	Vivid English Communication I	A	A	A	A	A	A		
英語コミュニケーション II	15 三省堂	C II 708 ◆	MY WAY English Communication II	A	A	A	A	A	B	各課とも身近な話題を取り上げている。導入部分に工夫があり生徒の興味を引き出しやすく、また各課のまとめとしての言語活動も授業に取り入れやすい。文法も簡潔にまとまっている。	○
	183 第一	C II 721 ◆	Vivid English Communication II	A	A	A	A	A	A		
論理・表現 I	2 東書	論 I 701 ◆	NEW FAVORITE English Logic and Expression I	A	A	A	A	B	A	英会話の中での文法、表現を取り上げ、その後元言語活動につなげやすい構成である。記載されている問題量も適切である。	○
	15 三省堂	論 I 705 ◆	MY WAY Logic and Expression I	A	A	A	A	A	A		
家庭総合	7 実教	家総 703 ◆	家庭総合	A	A	A	A	A	A	写真を多く取り入れてあり分かりやすく、イラスト等も色使いがはつきりして見やすい。生徒が意欲的に学習に取り組むための工夫がなされている。	○
	50 大修館	家総 705 ◆	クリエイティブ・リビングCreative Living 『家庭総合』で生活をつくらう	A	A	A	A	B	A		
商業	7 実教	商業 701 ◆	ビジネス基礎	A	A	A	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており分かりやすい。	○
	190 東法	商業 702 ◆	ビジネス基礎	A	A	A	A	B	A		
商業	7 実教	商業 718 ◆	マーケティング	A	A	A	A	A	B	基礎・基本がよく整理されており分かりやすい。特に多くの写真の掲載により興味・関心を喚起することができる。	○
	190 東法	商業 719 ◆	マーケティング	A	A	B	B	B	A		
商業	7 実教	商業 732 ◆	商品開発と流通	A	A	A	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており分かりやすい。	○
	190 東法	商業 733 ◆	商品開発と流通	A	A	B	B	B	A		
商業	7 実教	商業 709 ◆	新簿記	A	A	A	A	A	B	基礎・基本がよく整理されており分かりやすい。生徒が意欲的に取り組める工夫が、他の図書よりなされている。	○
	234 TAC	商業 713 ◆	簿記	A	A	A	A	A	A		
商業	7 実教	商業 728 ◆	新財務会計 I	A	A	B	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており分かりやすい。生徒が意欲的に取り組める工夫が、他の図書よりなされている。	○
	234 TAC	商業 731 ◆	財務会計 I	A	A	A	A	A	A		

評価に当たって、特に留意した事項  
 ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目  
 イ 本校の教科用図書に関する評価の観点  
 ウ 各教科の特性及び授業時数  
 エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
52	茨城県立石岡商業高校	全日制

書名等			評価等						比較評価 (選定理由)	選定結果	
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	県の評価項目			本校の評価の観点					
			1	2	3	4	5	6			
書名			学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための編成上の配慮・工夫がなされているか。	基礎・基本がよく整理されていて分かりやすいか。	資料やデータが分かりやすいか重要分野をやさしく解説しているか。	確認事項が簡潔で扱い易いか。			
商業	7 実教	商業 720 ◆	原価計算	A	A	A	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており、生徒が興味・関心を抱きやすい内容となっている。わかりやすい。他の図書よりも説明が丁寧で細かい。	○
	234 TAC	商業 723	原価計算	A	A	B	A	A	A		○
商業	7 実教	商業 715 ◆	最新情報処理 Advanced Computing	A	A	A	A	A	A	基礎・基本から応用に至るまでよく整理されており、課題解決方法や主体的に思考する力が身につく内容となっている。	○
	7 実教	商業 716 ◆	情報処理 Prologue of Computer	A	A	A	A	B	B		○
商業	7 実教	商業 736 ◆	ソフトウェア活用	A	A	A	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており、生徒が興味・関心を抱きやすい内容となっている。	○
	190 東法	商業 737 ◆	ソフトウェア活用	A	A	A	A	B	A		○
商業	7 実教	商業 725 ◆	プログラミング ～マクロ言語～	A	A	A	A	A	A	学校・学科の実態に即しており、生徒の思考力・判断力を養うのに適切である。	○
	190 東法	商業 726 ◆	プログラミング	A	A	A	A	B	A		○
国語表現	50 大修館	国表 307	国語表現 改訂版	A	A	A	A	A	A	307は生徒の活動に重点を置き、表現方法などの基本事項も系統的・多角的に掲載されている。	○
	183 第一	国表 308	高等学校 改訂版 国語表現	A	A	A	A	A	B		○
現代文A	2 東書	現A 306	現代文A	A	A	A	A	A	A	306は評価の高い頻出作品が多く取り上げられ安定している。また分量も本校の実情に合っている。	○
	183 第一	現A 307	高等学校 改訂版 新編現代文A	A	A	B	A	A	A		○
日本史A	2 東書	日A 308	日本史A 現代からの歴史	A	A	A	A	A	B	文章量が適量かつ理解しやすい内容となっている。また、単元・項目別にわかりやすく配分されている。	○
	183 第一	日A 312	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	A	A	A	A	A	A		○
数学A	61 啓林館	数A 326 ◆	新編 数学A改訂版	A	A	A	B	A	A	330は326より説明が簡潔で理解しやすい。例題も精選されており、生徒が意欲的に取り組む工夫がなされている。	○
	104 数研	数A 330 ◆	改訂版 最新 数学A	A	A	A	A	A	A		○
化学基礎	2 東書	化基 314	改訂 新編化学基礎	A	A	A	A	A	A	東書には問題がたくさん掲載されているので定着しやすく、指導しやすい。	○
	183 第一	化基 322	高等学校 改訂 新化学基礎	A	A	A	B	A	A		○
生物基礎	2 東書	生基 312	改訂 新編生物基礎	A	A	A	A	A	B	第一には生物の写真や絵がたくさん掲載されており、視覚的にとらえやすいように工夫がされている。各部分の問題も生徒が取り組みやすいように工夫がされている。	○
	183 第一	生基 319	高等学校 改訂 新生物基礎	A	A	A	A	A	A		○
英語会話	2 東書	英会 301	Hello there! English Conversation	A	A	A	A	A	B	図や写真、イラストが多く、会話の練習をするのに場面をイメージしやすい。リスニングや書く練習問題もあり総合的に学習できる。	○
	61 啓林館	英会 303	Sailing English Conversation	A	A	A	A	A	A		○
<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <p>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</p> <p>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</p> <p>ウ 各教科の特性及び授業時数</p> <p>エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査</p>											

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
52	茨城県立石岡商業高校	全日制

書名等				評価等						比較評価 (選定理由)	選定結果
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目			本校の評価の観点				
				1	2	3	4	5	6		
				学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための、編成上の配慮・工夫がなされているか。	基礎・基本がよく整理されていて分かり易いか	資料やデータが分かりやすいか重要分野をやさしく解説しているか	確認事項が簡潔で扱い易いか		
商業	7 実教	商業 336	マーケティング 新訂版	A	A	A	A	A	B	基礎・基本がよく理解されており分かり易い。特に多くの写真の掲載により興味・関心を喚起することができる。	○
	190 東法	商業 337	マーケティング 新訂版	A	A	B	B	B	A		
商業	7 実教	商業 354	経済活動と法 新訂版	A	A	A	A	A	A	基礎・基本がよく整理されており分かりやすく、生徒が意欲的に学習に取り組むための工夫が、他の図書よりなされている。	○
	190 東法	商業 355	経済活動と法 新訂版	A	A	B	B	A	A		
商業	7 実教	商業 329	財務会計Ⅱ	A	A	A	A	A	A	文章表現が平易で理解しやすい。例題が多い。	○
	230 ネット	商業 356	使える財務会計Ⅱ	A	B	A	A	B	A		
商業	7 実教	商業 330	管理会計	A	A	A	A	A	A	概容の原価計算の内容に触れつつ、学習を進められるよう工夫されている。	○
	230 ネット	商業 357	楽しい管理会計	A	B	B	B	B	B		
商業	7 実教	商業 352	ビジネス情報 新訂版	A	A	A	A	A	A	多様かつ豊富な例題をもとに、分かりやすく説明しており、本校生徒の実態に合った内容である。	○
	190 東法	商業 353	ビジネス情報 新訂版	A	A	A	A	B	A		
商業	7 実教	商業 358	電子商取引 新訂版	A	A	A	A	A	A	写真・図解を多用し理解しやすくまとめている。	○
	190 東法	商業 359	電子商取引 新訂版	A	A	B	A	B	A		

評価に当たって、特に留意した事項  
 ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目  
 イ 本校の教科用図書に関する評価の観点  
 ウ 各教科の特性及び授業時数  
 エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

学校番号	学校名	課程名
68	茎崎高校	定時制

書名等				評価等						選定結果	
				県の評価項目			本校の評価の観点				比較評価 (選定理由)
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	1	2	3	4	5	6		
								学習指導要領における以下の観点を踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための編成上の配慮・工夫がなされているか。	基礎・基本の確実な習得を重視しているか。(注2)
現代の国語	50	現国	現代の国語	A	A	A	A	A	A	706は716に比べて図表が多く、紙面のレイアウトが見やすい。また演習的な内容が多く、生徒が主体的に学習することができる。	○
	大修館	706									
	183	現国	高等学校 新編現代の国語	A	A	A	A	B	A		
	第一	716									
言語文化	50	言文	新編 言語文化	A	A	A	A	A	A	706は平易な文章から徐々に文量が増えていく構造になっているので、スモールステップで学習することができる。挿絵が多く、イメージを理解しやすい。	○
	大修館	706									
	183	言文	高等学校 新編言語文化	A	A	A	A	B	A		
	第一	716									
地理総合	46	地総	高等学校 新地理総合	A	A	A	A	A	A	世界の諸地域ごとの特色がわかりやすくまとめられ、歴史総合にスムーズな接続ができる。703については本文にルビが多用されており、本校生徒にも読みやすい。	○
	帝国	703									
	130	地総	地理総合 世界に学び地域へつなぐ	A	A	A	A	A	B		
	二宮	704									
歴史総合	46	歴総	明解 歴史総合	A	A	A	A	A	B	711は本校生徒にとって読みやすいことに加えて、図版資料も多く、歴史を読み解く史料も充実している。	○
	帝国	706									
	183	歴総	高等学校 新歴史総合 過去との対話、つなぐ未来	A	A	A	A	A	A		
	第一	711									
地図	2	地図	新高等地図	A	A	A	A	B	A	706は地図としての基礎・基本の内容だけでなく、地理を学習するにあたって資料として活用できるような工夫がなされている点が702より優れている。	○
	東書	701									
	130	地図	基本地図帳	A	A	A	A	A	A		
	二宮	706									
公共	46	公共	高等学校 公共	A	A	A	A	A	B	教科書が本校生徒にとって読みやすいことに加えて、図版資料も多く、導入も学習意欲を喚起する内容となっている。	○
	帝国	707									
	104	公共	これからの社会について考える	A	A	A	A	A	A		
	数研	709									
数学I	7	数I	高校数学I	A	A	B	A	B	A	716は基本的な内容が充実しており、例題と問の難易度が適切であるため、本校生徒に合っている。	○
	実教	708									
	104	数I	新 高校の数学I	A	A	A	A	A	A		
	数研	716									
数学II	7	数II	高校数学II	A	A	B	A	B	A	719は導入や文章の表現がわかりやすく、基礎的な問題も多いので本校生徒にあっている。	○
	実教	705									
	104	数II	新 高校の数学II	A	A	A	A	A	A		
	数研	719									
数学A	7	数A	高校数学A	A	A	B	A	A	B	716は図が見やすく、色づかいもよいので、生徒が視覚的に理解することができる。	○
	実教	708									
	104	数A	新 高校の数学A	A	A	A	A	A	A		
	数研	716									
科学と人間生活	7	科人	科学と人間生活	A	A	A	A	A	B	704は実験の経過・様子が充実しており、写真や図も効果的に配置されているため授業の導入がしやすく、章ごとのまとめも豊富で基礎・基本が学びやすい点が702より優れている。	○
	実教	702									
	104	科人	科学と人間生活	A	A	A	A	A	A		
	数研	704									

生物基礎	61	生基	i版 生物基礎	A	A	A	A	A	B	709はイラストが見やすく配置され、文字の配置が見やすい。そのため取りかかりやすく、基礎・基本が学びやすい点が706より優れている。	○
	706	◆									
	104	生基	新編 生物基礎	A	A	A	A	A	A		
	709	◆									
地学基礎	7	地基	702 地学基礎	A	A	A	A	B	A	705は基礎・基本を習得をできるための構成になっており、図や表が効果的に配置されている。そのため授業の導入がしやすい点が702より優れている。	○
	702	◆									
	183	地基	高等学校 地学基礎	A	A	A	A	A	A		
	705	◆									
保健体育	50	保体	701 現代高等保健体育	A	A	A	A	A	A	701は情報量が豊富で学習指導がしやすく、生徒の理解の促進が見込まれる点が702より優れている。	○
	701	◆									
	50	保体	新高等保健体育	A	A	B	A	B	B		
	702	◆									
音楽Ⅰ	17	音Ⅰ	701 音楽Ⅰ Tutti+	A	A	A	B	A	A	703は音楽における情操の育成という面から、あまりに難解になりすぎず、基礎から興味を引き出す楽しみのある選曲がなされているという点が701より優れている。	○
	701	◆									
	27	音Ⅰ	703 MOUSA1	A	A	A	A	A	A		
	703	◆									
美術Ⅰ	38	美Ⅰ	701 美術1	A	A	A	A	B	A	702は図版の種類が多く見やすい。基礎・基本の説明もわかりやすく、美術史の概略が掲載されており、生徒が理解しやすい点が701より優れている。	○
	701	◆									
	116	美Ⅰ	高校生の美術1	A	A	A	A	A	A		
	702	◆									
書道Ⅰ	6	書Ⅰ	702 書Ⅰ	A	A	A	B	A	A	705は書く姿勢やとめ・はね等の基礎から細かく書かれている。住所等の書き方もあり、生活に身近な教材も入っている点が703より優れている。	○
	702	◆									
	38	書Ⅰ	705 書Ⅰ	A	A	A	A	A	A		
	705	◆									
ケⅠ英語コミュニケーションⅠ	9	CⅠ	704 Amity English Communication I	A	A	A	A	A	A	704は基礎・基本を重視しており、扱われている題材も生徒の興味を引く内容である。ビジュアル面と文法解説面で工夫がなされている点が709より優れている。	○
	704	◆									
	15	CⅠ	709 VISTA English Communication I	A	A	B	A	B	A		
	709	◆									
ケⅠ英語コミュニケーションⅡ	9	CⅡ	704 Amity English Communication II	A	A	A	A	A	A	704は基礎・基本を重視しており、709よりも本校の現状により適していると思われる。扱われている題材が生徒の興味を引く内容であることも良い点である。	○
	704	◆									
	15	CⅡ	709 VISTA English Communication II	A	A	B	A	A	A		
	709	◆									
論理・表現Ⅰ	15	論Ⅰ	705 MY WAY Logic and Expression I	A	A	B	A	B	A	706の方が親しみやすい内容であることに加え、種々のアクティビティを含んでいる点で705より優れていると思われる。	○
	705	◆									
	15	論Ⅰ	706 VISTA Logic and Expression I	A	A	A	A	A	A		
	706	◆									
家庭基礎	2	家基	701 家庭基礎 自立・共生・創造	A	A	A	A	B	A	707は基礎・基本の学習をより一層重視した構成になっており、中学校からの学習の流れを受け継いで指導しやすい点が701より優れている。	○
	701	◆									
	7	家基	707 図説家庭基礎	A	A	A	A	A	A		
	707	◆									
情報Ⅰ	7	情Ⅰ	706 図説情報Ⅰ	A	A	A	A	A	A	706は図がふんだんに使われ分かりやすく生徒の興味・関心をかき立てる内容になっている。そのため授業の導入がしやすく、基礎・基本が学びやすい点が713より優れている。	○
	706	◆									
	183	情Ⅰ	713 高等学校 情報Ⅰ	A	A	A	A	B	A		
	713	◆									
商業	7	商業	708 高校簿記	B	A	A	B	A	A	帳票が商業710のほうが、揃っている	○
	708	◆									
	190	商業	710 簿記	A	A	A	A	A	A		
	710	◆									
現代文A	2	現A	306 現代文A	A	A	B	A	A	A	307は収録作品数が多く、生徒の実態に合わせた教材が選びやすい。また、言語活動の例も基礎・基本を重視していて、本校の生徒に適している。	○
	306	◆									
	183	現A	307 高等学校 改訂版 新編現代文A	A	A	A	A	A	A		
	307	◆									

現代文B	2	現B	新編現代文B	A	A	A	A	A	A	321は定番教材に加え、生徒が親しみやすい作品が多い。また、作品中のルビが細かく振られ、常用漢字表も掲載されており、本校生徒に適している。	○
	東書	321									
	183	現B									
第一	340										
古典A	50	古A	古典A 物語選 改訂版	A	A	A	A	A	A	315は古文・漢文ともに基礎から学べる教材が豊富であり、登場人物をまとめたページも設けられるなど、古典により親しみやすい内容である。	○
	大修館	315									
	183	古A									
第一	316										
世界史B	2	世B	世界史B	A	A	A	A	A	A	313は教材の難易度や量が適切なおうえ、本校生徒が大学入試で世界史を使用する際に指導がしやすい構成となっている点が308より優れている。	○
	東書	308									
	81	世B									
山川	313										
日本史A	81	日A	現代の日本史 改訂版	A	A	A	A	A	A	312は様々なテーマが見開き一つにまとめられており、多様な生徒が日本史の学習を始めやすい工夫がなされている点が314より優れている。	○
	山川	314									
	183	日A									
第一	312										
日本史B	2	日B	新選日本史B	A	A	A	A	A	A	310は基礎・基本の内容に加えて図や写真などの資料も豊富であり、生徒が興味関心を持って学習することができる点が313より優れている。	○
	東書	310									
	35	日B									
清水	313										
地理B	2	地B	地理B	A	A	A	B	A	A	305は基礎・基本の内容に加えて応用的な内容に関する記述も豊富であり、地図や資料の活用方法についても学ぶことができる点が306より優れている。	○
	東書	306									
	130	地B									
二宮	305										
地図	46	地図	標準高等地図 -地図でよむ現代社会-	A	A	A	B	A	A	312は地図としての基礎・基本の内容だけでなく、地理を学習するにあたって資料として活用できるような工夫がなされている点が309より優れている。	○
	帝国	309									
	130	地図									
二宮	312										
政治・経済	7	政経	最新政治・経済 新訂版	A	A	A	A	A	A	313は各単元が見開きで完結するような構成となっているとともに、写真や資料も豊富であり、毎時間意欲的に取り組むことができる工夫がなされている。	○
	実教	313									
	35	政経									
清水	315										
数学II	7	数II	高校数学II 新訂版	A	A	B	A	B	A	331はグラフを書かせるなどの作業が豊富であるとともに、基礎的な問題も多く本校生徒にあっている。	○
	実教	323									
	104	数II									
数研	331										
数学B	7	数B	高校数学B 新訂版	A	A	B	A	A	B	329は基礎から発展まで内容が充実しており、生徒の能力に応じて学習を進めることができる。	○
	実教	321									
	104	数B									
数研	329										
数学活用	7	数活	数学活用	A	A	A	A	A	A	301は、図も見やすく、身近な例を使った題材が多いので、本校の生徒が興味をもって学習に取り組める。	○
	実教	301									
	61	数活									
啓林館	302										
化学基礎	2	化基	改訂 新編化学基礎	A	A	A	A	B	B	320は図や写真がわかりやすく配置、説明されており、基礎・基本の学習をより重視した構成になっている点が314より優れている。	○
	東書	314									
	104	化基									
数研	320										
生物	2	生物	改訂 生物	A	A	A	A	A	A	306は写真や図が効果的に配置されており、生徒が意欲的に取り組むための工夫が多い。また、最先端の情報が充実している点が308より優れている。	○
	東書	306									
	7	生物									
実教	308										
音楽II	27	音II	高校生の音楽2	A	A	A	A	A	B	310は音楽における情操の育成という面から、あまりに難解になりすぎず、生徒の興味を引き出す楽しみのある選曲がなされているという点が309より優れている。	○
	教芸	309									
	27	音II									
教芸	310										

美術Ⅱ	38	美Ⅱ	美術2	A	A	A	A	B	A	304は図版の種類が多く見やすい。基礎・基本の説明もわかりやすく、生徒が理解しやすい点が303より優れている。	○	
		303										
	116	美Ⅱ		高校生の美術2	A	A	A	A	A			A
		304										
		日文										
コミュニケーション英語Ⅱ	9	コⅡ	Revised ENGLISH NOW English CommunicationⅡ	A	A	A	A	A	A	329は基礎・基本を重視して生徒の実態に合っており、また本文の分量が適切である。また1年次からの継続使用という点において333より優れている。	○	
		329										
	15	コⅡ		VISTA English CommunicationⅡ New Edition	A	A	B	A	A			A
		333										
		三省堂										
英語表現Ⅰ	15	英Ⅰ	MY WAY English ExpressionⅠ New Edition	A	A	A	A	A	A	324は基礎・基本を重視しており、題材も生徒の興味を引く内容である。また、視覚的にも親しみやすく、書く・話す等の表現活動に取りかかりやすい工夫がなされている。	○	
		324										
				三省堂								
	104	英Ⅰ		Revised BIG DIPPER English ExpressionⅠ	A	A	A	A	B			A
	333											
		数研										
英語会話	2	英会	Hello there! English Conversation	A	A	A	A	A	A	301は対話文にタスクを加えた形式であるのに対し、302はタスク中心の教科書である。301の方が形式的にもビジュアル面においてもより本校生の興味・関心を引く内容である。	○	
		301										
				東書								
	15	d		SELECT English Conversation	A	A	A	A	A			B
	302											
		三省堂										
商業	7	商業	ビジネス経済	A	A	A	A	A	A	グラフや解説が良い	○	
		316										
				実教								
商業	7	商業	高校簿記 新訂版	B	A	B	B	A	A	商業340は帳票集もあり、理解しやすい	○	
		339										
				実教								
	190	商業		簿記 新訂版	A	A	A	A	A			A
	340											
		東法										
家庭	6	家庭	子どもの発達と保育 育つ・育てる・育ち合う	A	A	A	A	A	A	304は2年次の家庭基礎の学習の流れを受け継いでおり、生徒に興味関心を持たせるためのチャート・図表を多用するなどの工夫がなされている点が311より優れている。	○	
		304										
				教図								
	7	家庭		子どもの発達と保育 新訂版	A	A	A	A	B			A
	311											
		実教										
家庭	6	家庭	フードデザイン cooking&arrangement	A	A	A	A	A	B	313は2年次の家庭基礎の学習の流れを受け継いでおり、生徒が意欲的に学習に取り組むための工夫がなされている点が312より優れている。	○	
		312										
				教図								
	7	家庭		フードデザイン 新訂版	A	A	A	A	A			A
	313											
		実教										
<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <p>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</p> <p>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</p> <p>ウ 各教科の特性及び授業時数</p> <p>エ 調査委員会の担当が文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社について教科用図書を調査</p>												

学校番号	学校名
中学9	下妻一高附属中

書名等			評価等						選定結果			
			県の評価項目			本校の評価の観点						
種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	1	2	3	4	5	6	比較評価 (選定理由)		
				学習指導要領における以下の観点に踏まえているか。	公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述がなされているか。	生徒が意欲的に学習に取り組むための編成上の配慮・工夫がなされているか。	基礎力から応用力養成への系統づけられた構成がされているか。	問題演習・実習・観察・実験等の提示が適切で、学習内容の理解・習熟のための工夫がなされているか。	より高いレベルで思考力・判断力・表現力を育成する教材になっているか。			
国語	東書	国語701	新しい国語 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べ、教材のバランスがよく、難易度に沿った配列も適切である。教材ごとに巻末の基礎編と対応しており、基礎から発展まで体系的に学習できる配慮がなされている。	○	
		国語801	新しい国語 2	A	A	A	A	A	A		○	
		国語901	新しい国語 3	A	A	A	A	A	A		○	
	三省堂	国語702	現代の国語 1	A	A	A	B	B	A		読みを深める視点や方法をわかりやすく図解することによって、視覚的に理解できる工夫がなされている。	
		国語802	現代の国語 2	A	A	A	B	B	A			
		国語902	現代の国語 3	A	A	A	B	B	A			
	教出	国語703	伝え合う言葉 中学国語 1	A	A	A	B	A	A		内容を読み深め、系統的に学ぶことができる構成や視覚的に理解できる配慮がなされている。	
		国語803	伝え合う言葉 中学国語 2	A	A	A	B	A	A			
		国語903	伝え合う言葉 中学国語 3	A	A	A	B	A	A			
光村	国語704	国語 1	A	A	A	B	A	B	言語事項への意識が明確であり、導入も丁寧で、生徒が主体的に学ぶことができる工夫がなされている。			
	国語804	国語 2	A	A	A	B	A	B				
	国語904	国語 3	A	A	A	B	A	B				
書写	東書	書写701	新しい書写 一・二・三年	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べ、毛筆手本に要点のインデックスが付き、主体的に学ぶための配慮がなされている。毛筆や硬筆の資料も豊富で、半紙や条幅と同じサイズの手本があり、使いやすい工夫がなされている。	○	
		書写702	現代の書写 一・二・三	A	A	A	B	B	B			
	教出	書写703	中学書写	A	A	A	B	A	A		毛筆や硬筆を比較しながら学習を進めていくことができ、主体的に学べるようになっている。国語の古典教材に合わせる配慮もなされている。	
	光村	書写704	中学書写 一・二・三年	A	A	A	B	A	B		毛筆と硬筆を併記することで、相互に関連づける工夫がなされている。生徒が意欲的に学習できるように演習量が豊富である。	
社会(地理的分野)	東書	地理701	新しい社会 地理	A	A	A	A	B	B	他社の教科書に比べ、系統地理・地誌がバランス良く記述されている。写真や図も豊富に掲載されており、中でも雨温図の掲載が多く、気候から風土の特色を考えやすい構成になっている。	○	
		教出	地理702	中学社会 地理 地域にまなぶ	A	A	A	B	A		B	日本地誌については、他国の地形写真を用いて対比させたり、他の出版社では見られないような独自性の強い写真を活用するなど、理解が深まるだけでなく、興味をひくような構成になっている。
	帝国	地理703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	A	A	A	A	A	A		地域調査においては、テーマ設定から調査結果、今後の課題までの学習の流れが具体的に示されている。また、グラフの読み取り方などが具体的に示されており、学習の深化を図る工夫がみられる。	
	日文	地理704	中学社会 地理的分野	A	A	B	A	A	A		日本の歴史だけでなく、世界の歴史に関しての内容が詳細かつ分かりやすく、高校での世界史の学習につながりやすい構成になっている。	
	教出	歴史706	中学社会 歴史 未来をひらく	A	A	A	A	A	A		他社の教科書に比べ、単元のタイトルやリード文が特徴的で、多角的な視点から歴史記述がされている。基本構成として、「世界の動き→日本の動き」の順で配列されており、時代背景を大局的におさえながら学習できる。また、教科書内のふりかえりという欄に、「学習課題」が明示されており、生徒が課題意識をもって学習に取り組むことができる。世界史の記述も充実し、後期課程での世界史学習への移行がスムーズに行うことができる。	○
社会(歴史的分野)	帝国	歴史707	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	A	A	A	B	B	B	章間に資料の読み取りに特化したページを設け、主に各時代の文化などへの興味・関心を喚起する工夫がみられる。		
	山川	歴史708	中学歴史 日本と世界	A	A	A	A	B	A	単元ごとの文字資料が詳しいものが多く、重要資料の条文などから時代背景を探ることができるような構成になっている。		
	日文	歴史709	中学社会 歴史的分野	A	A	A	B	B	B	日本と他国との関係が分かる写真資料などがあり、歴史の大きな流れを理解できるような配慮がされている。		
	自由社	歴史712	新しい歴史教科書	A	B	B	A	B	A	他社にはない視点での歴史記述があり、独自性の高い構成になっている。		
	育鵬社	歴史710	[最新] 新しい日本の歴史	A	B	A	A	B	B	人物に着目した詳細な説明があり、重要人物と歴史の流れを概観することができる工夫がなされている。		
	学び舎	歴史711	ともに学ぶ人間の歴史	A	A	A	B	B	B	章ごとにアクティブラーニングの授業実践が提示されており、生徒の興味・関心を喚起する工夫がみられる。		
	社会(公民的分野)	東書	公民901	新しい社会 公民	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べ、時事的内容を含ま資料が多く、現代社会の特質がとらえやすい構成になっている。本文、図、写真、内容とも本校生徒の学習レベルに適している。	○
教出			公民902	中学社会 公民 とともに生きる	A	B	A	A	B	B		公民的資質の基礎を養うために、現実に起きている具体的事例を通して、自由・権利と責任・義務を正しく認識できるよう配慮されている。
帝国		公民903	社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して	A	A	B	A	B	B	自由・権利等の関係を広い視野から正しく認識させるために、男女平等と言論の自由について複数の資料を比較できるように配慮されている。		
日文		公民904	中学社会 公民的分野	A	B	A	A	B	A	公民として必要な教養を培うために、日本国憲法と他国の憲法や大日本帝国憲法を比較できるように配慮されている。		
自由社		公民905	新しい公民教科書	A	B	B	B	B	B	人権意識を高め、知識と教養のある公民を育てるために、五箇条の御誓文や憲法改正などの歴史学習と関連づけられるよう配慮されている。		
育鵬社		公民906	[最新] 新しいみんなの公民	A	B	B	B	A	A	公民的資質の基礎を養うために、自由と平等のために努力した先人や業績を取り上げるよう配慮されている。		
地図	東書	地図701	新しい社会 地図	A	A	B	A	A	B	他の地域とのつながりが捉えやすい表現となっている。また、様々な統計地図が掲載されており、教科書の基本的内容を深化させることができる。		
		帝国	地図702	中学校社会科地図	A	A	A	A	A		A	他社の教科書に比べて、様々な図法を使用し、多角的な視点で、世界や日本を捉えることができる構成になっている。また、歴史・公民分野でも使用されることを想定した内容となっている。

数学	東書	数学 701	新しい数学 1	A	A	A	A	A	B	各節の導入に数学的活動を設定し、章末で日常生活などで数学が役立つ課題を取り上げ、数学的活動の楽しさを実感できるよう配慮されている。		
		数学 801	新しい数学 2	A	A	A	A	A	B			
		数学 901	新しい数学 3	A	A	A	A	A	B			
	大日本	数学 702	数学の世界 1	A	A	A	A	B	B	数学的活動の楽しさを実感できるように構成されている。また、学習に必要な既習事項が明示されていて、確認しながら学習を進めることができるよう工夫されている。		
		数学 802	数学の世界 2	A	A	A	A	B	B			
		数学 902	数学の世界 3	A	A	A	A	B	B			
	学園	数学 703	中学校数学 1	A	A	A	A	B	B	章の導入で学び直し、節末で基礎的な内容を確認することで、学年間のつながりを意識し、表現や処理の仕方を習得できるよう配慮されている。		
		数学 803	中学校数学 2	A	A	A	A	B	B			
		数学 903	中学校数学 3	A	A	A	A	B	B			
	教出	数学 704	中学数学 1	A	A	A	A	B	B	章の導入で既習事項の確認、章末で基本的事項の確認、誤答例を示し、誤りを正すことで、表現や処理の仕方を習得できるよう配慮されている。		
		数学 804	中学数学 2	A	A	A	A	B	B			
		数学 904	中学数学 3	A	A	A	A	B	B			
	啓林館	数学 705	未来へひろがる数学 1	A	A	A	A	A	B	数学的活動を意識した題材を取り上げることで、生徒の興味を引きつける工夫がされている。		
		数学 805	未来へひろがる数学 2	A	A	A	A	A	B			
		数学 905	未来へひろがる数学 3	A	A	A	A	A	B			
	数研	数学 706	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、各章の冒頭に学習内容と関係する既習内容、さらに本文に参照ページを示すなど、ふりかえりながら学習できる展開になっている。その章の内容に関連する話題を取り上げることで、学んだ内容を深めることができる工夫もされており、確認問題や総合問題も豊富で本校生徒が興味・関心を持てるような構成となっている。また、学習内容に関連した補充問題や活動を効果的に行うためのインターネットツールも用意されており、学習内容をより深く理解することができる。探究ノートには、学んだ内容を総合的に活用して解決する課題が取り上げられており、より高いレベルの思考力や表現力を育成する工夫がされている。	○	
		数学 707	見方・考え方がはたらか、問題解決の チカラが高まる これからの 数学 1 探究ノート	A	A	A	A	A	A		○	
		数学 806	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学 2	A	A	A	A	A	A		○	
		数学 807	見方・考え方がはたらか、問題解決の チカラが高まる これからの 数学 2 探究ノート	A	A	A	A	A	A		○	
		数学 906	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学 3	A	A	A	A	A	A		○	
		数学 907	見方・考え方がはたらか、問題解決の チカラが高まる これからの 数学 3 探究ノート	A	A	A	A	A	A		○	
	日文	数学 708	中学数学 1	A	A	A	A	B	B	章の直前に既習事項、本文中に参考になるページを示したり、別解を示したりすることで、表現や処理の仕方を習得できるよう配慮されている。		
		数学 808	中学数学 2	A	A	A	A	B	B			
		数学 908	中学数学 3	A	A	A	A	B	B			
	理科	東書	理科 701	新しい科学 1	A	A	A	A	B	B	科学に関する資料が多く、生徒の関心を広げる工夫がされている。	
			理科 801	新しい科学 2	A	A	A	A	B	B		
			理科 901	新しい科学 3	A	A	A	A	B	B		
大日本		理科 702	理科の世界 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、学習のねらいが明確であり、課題解決学習の内容が充実している。またそれを授業で導入する際に指導しやすい工夫がされている。	○	
		理科 802	理科の世界 2	A	A	A	A	A	A		○	
		理科 902	理科の世界 3	A	A	A	A	A	A		○	
学園		理科 703	中学校科学 1	A	A	A	A	B	B	課題について話し合う場面を設定するなど、話し合い活動を積極的に取り入れやすい工夫がされている。		
		理科 803	中学校科学 2	A	A	A	A	B	B			
		理科 903	中学校科学 3	A	A	A	A	B	B			
教出		理科 704	自然の探究 中学理科 1	A	A	B	B	B	B	発展的な内容やものづくり活動などの内容が充実しており、内容に対し関心を深められる工夫がなされている。		
		理科 804	自然の探究 中学理科 2	A	A	B	B	B	B			
		理科 904	自然の探究 中学理科 3	A	A	B	B	B	B			
啓林館		理科 705	未来へひろがるサイエンス 1	B	A	A	A	A	A	学習のねらいがつかみやすく、主体的、対話的で深い学びが効果的に行われる内容構成となっている。		
		理科 805	未来へひろがるサイエンス 2	B	A	A	A	A	A			
		理科 905	未来へひろがるサイエンス 3	B	A	A	A	A	A			

音楽 (一般)	教出	音楽 701	中学音楽 1 音楽のおくりもの	A	A	A	A	B	A	特別な問題点は見つからないが、他社の教科書の方が、より一層優れた点が見受けられた。		
		音楽 801	中学音楽 2・3上 音楽のおくりもの	A	A	A	A	B	A			
		音楽 802	中学音楽 2・3下 音楽のおくりもの	A	A	A	A	B	A			
	教芸	音楽 702	中学生の音楽 1	A	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、深い理解につながる授業展開をできるように内容や考える過程が分かりやすく示されている。また、生活や社会の中の身近なものを選択するなど興味・関心を持って取り組めるような工夫がなされており、他の教科書よりも有効性が認められる。	○
		音楽 803	中学生の音楽 2・3上	A	A	A	A	A	A	A		○
		音楽 804	中学生の音楽 2・3下	A	A	A	A	A	A	A		○
音楽 (器楽合奏)	教出	器楽 751	中学器楽 音楽のおくりもの	A	A	A	A	B	A	特別な問題点は見つからないが、他社の教科書の方が、より一層優れた点が見受けられた。		
	教芸	器楽 752	中学生の器楽	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、奏法などの資料(写真)等が豊富である。生活や社会の中の身近なものを楽曲するなど、興味・関心を持って取り組めるような工夫がなされており、他の教科書よりも有効性が認められる。	○	
美術	開隆堂	美術 701	美術 1 発見と創造	A	A	A	A	B	B	学習のポイントを明示したり、作品例に作者の言葉を添付することで、生徒の理解を深め、興味・関心を高める工夫がみられる。		
		美術 801	美術 2・3 探求と継承	A	A	A	A	B	B			
	光村	美術 702	美術 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、高度な印刷技術を用いることで鑑賞に対する興味・関心を高めたり他教科との関連性を示すなど、生徒の発達段階に応じて理解を広げる工夫がなされている。	○	
		美術 802	美術 2・3	A	A	A	A	A	A		○	
	日文	美術 703	美術1 美術との出会い	A	A	A	A	B	A	造形的な視点を明示し、日常生活からヒントが得られる題材を取り入れるなど生徒の興味・関心を高める工夫がみられる。		
		美術 803	美術2・3上 学びの実感と広がり	A	A	A	A	B	A			
美術 804		美術2・3下 学びの探求と未来	A	A	A	A	B	A				
保健 体育	東書	保体 701	新しい保健体育	A	A	B	A	A	B	資料が見やすく、分かりやすく整理されている。課題やまとめなどの小問題が充実している。		
	大日本	保体 702	中学校保健体育	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、図や写真が多く、興味が湧きやすく、理解しやすい内容になっている。重点事項が端的に分かりやすく掲載されている。	○	
	大修館	保体 703	最新 中学校保健体育	A	A	A	A	B	B	授業を展開しやすいような課題の工夫がされている。主体的、対話的で深い学びができるように作成されている。		
	学研	保体 704	中学保健体育	A	A	A	A	A	B	学習の目標や課題について整理されている。生徒が興味を持ちながら、主体的に深く学べるような工夫がされている。		
技術・ 家庭 (技術分野)	東書	技術 701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、ものづくりやプログラミング学習の資質・能力を育成する学習活動に段階的に取り組めるような編集となっている。	○	
	教図	技術 702	New技術・家庭 技術分野 明日を創造する	A	A	B	A	B	B	学習活動に統一感があり、生徒の主体的な学びを引き出す工夫が活動に盛り込まれている。		
		技術 703	New技術・家庭 技術分野 明日を創造する技術ハンドブック	A	A	B	A	B	B			
開隆堂	技術 704	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	A	A	B	A	B	B	生徒が興味・関心をもって取り組めるような最新の題材が取り入れられており、関連資料がQRコードでさらに参照できるなどの工夫があった。			
技術・ 家庭 (家庭分野)	東書	家庭 701	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、本校の生徒の興味・関心を高め、必要に応じて発展的に使用できる工夫がされている。	○	
	教図	家庭 702	New技術・家庭 家庭分野 くらしを創造する	A	A	A	A	B	A	図や写真が見やすく、学習のふりかえり等がまとめやすくなっている。		
	開隆堂	家庭 703	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生	A	A	B	A	B	A	学習過程を意識しながら取り組み、自らの課題設定がしやすい。		
英語	東書	英語 701	NEW HORIZON English Course 1	A	B	A	A	A	A	思考力・判断力の伸長を視野に入れた内容があると良い。		
		英語 801	NEW HORIZON English Course 2	A	B	A	A	A	A			
		英語 901	NEW HORIZON English Course 3	A	B	A	A	A	A			
	開隆堂	英語 702	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、課題解決的な学習をする際に指導しやすく、生徒が意欲的に学習に取り組むための工夫が、よりなされている。また、教科書の内容に基づく活動が行いやし。設定された場面に応じた自然な表現を学習させようとする意図が明確で、本校生徒の実態に最も適しているものと判断できる。	○	
		英語 802	SUNSHINE ENGLISH COURSE 2	A	A	A	A	A	A		○	
		英語 902	SUNSHINE ENGLISH COURSE 3	A	A	A	A	A	A		○	
	三省堂	英語 703	NEW CROWN English Series 1	A	B	A	A	A	A	生徒が意欲的に学習に取り組むための工夫が、よりなされていると良い。		
		英語 803	NEW CROWN English Series 2	A	B	A	A	A	A			
		英語 903	NEW CROWN English Series 3	A	B	A	A	A	A			
	教出	英語 704	ONE WORLD English Course 1	A	B	A	B	B	A	全体的に題材の刷新を図り、より思考力・判断力の伸長を視野に入れた内容が欲しい。		
		英語 804	ONE WORLD English Course 2	A	B	A	B	B	A			
		英語 904	ONE WORLD English Course 3	A	B	A	B	B	A			
	光村	英語 705	Here We Go! ENGLISH COURSE 1	A	B	A	B	B	A	表記について、分かりにくい部分を改善してもらえると良い。		
		英語 805	Here We Go! ENGLISH COURSE 2	A	B	A	B	B	A			
		英語 905	Here We Go! ENGLISH COURSE 3	A	B	A	B	B	A			
啓林館	英語 706	BLUE SKY English Course 1	A	B	A	B	B	A	もう少し生徒が見やすいレイアウトだと生徒が理解しやすい。			
	英語 806	BLUE SKY English Course 2	A	B	A	B	B	A				
	英語 906	BLUE SKY English Course 3	A	B	A	B	B	A				

道徳	東書	道徳701	新訂 新しい道徳1	A	A	B	A	A	B	資料が豊富で、生徒が自己の生き方を照らし合わせながら考えを深めることができる。	
		道徳801	新訂 新しい道徳2	A	A	B	A	A	B		
		道徳901	新訂 新しい道徳3	A	A	B	A	A	B		
	教出	道徳702	中学道徳1 とびだそう未来へ	A	A	B	B	A	B	生徒が自己の考えや生き方と照らし合わせて、語り合い、考えを深めあえる題材がバランスよく配置されている。	
		道徳802	中学道徳2 とびだそう未来へ	A	A	B	B	A	B		
		道徳902	中学道徳3 とびだそう未来へ	A	A	B	B	A	B		
	光村	道徳703	中学道徳1 きみが いちばん ひかるとき	A	A	A	A	A	B	身近なモチーフを題材にし、生徒が主体的に議論し、考えを深めたりできるような工夫がされている。	
		道徳803	中学道徳2 きみが いちばん ひかるとき	A	A	A	A	A	B		
		道徳903	中学道徳3 きみが いちばん ひかるとき	A	A	A	A	A	B		
	日文	道徳704	中学道徳 あすを生きる 1	A	A	A	A	A	A	他社の教科書に比べて、生徒の興味・関心を引きやすい現代的な課題や内容を取り扱っており、資料も多彩である。また、多面的・多角的にとらえ、議論を深める工夫がされている。	○
		道徳705	中学道徳 あすを生きる 1 道徳ノート	A	A	A	A	A	A		○
		道徳804	中学道徳 あすを生きる 2	A	A	A	A	A	A		○
		道徳805	中学道徳 あすを生きる 2 道徳ノート	A	A	A	A	A	A		○
		道徳904	中学道徳 あすを生きる 3	A	A	A	A	A	A		○
		道徳905	中学道徳 あすを生きる 3 道徳ノート	A	A	A	A	A	A		○
	学研	道徳706	新・中学生の道徳 明日への扉 1	A	A	B	A	A	A	生命の尊さや生きることへの考えを深めることができる題材が工夫されている。また、生徒の興味・関心をひく題材が多く使われている。	
		道徳806	新・中学生の道徳 明日への扉 2	A	A	B	A	A	A		
		道徳906	新・中学生の道徳 明日への扉 3	A	A	B	A	A	A		
	あか図	道徳707	中学生の道徳 自分を見つめる1	A	A	B	B	B	B	人権やいじめに関わる題材が、重点的に配置されており、生徒が自己の生き方をふりかえられるような工夫がみられる。	
		道徳708	中学生の道徳ノート 自分を見つめる1	A	A	B	B	B	B		
		道徳807	中学生の道徳 自分を考える2	A	A	B	B	B	B		
		道徳808	中学生の道徳ノート 自分を考える2	A	A	B	B	B	B		
		道徳907	中学生の道徳 自分をのばす3	A	A	B	B	B	B		
		道徳908	中学生の道徳ノート 自分をのばす3	A	A	B	B	B	B		
日科	道徳709	道徳 中学1 生き方から学ぶ	A	A	B	B	B	B	イラストや写真が豊富で、自分の考えや生き方を見つめ直すことができる題材が多い。		
	道徳809	道徳 中学2 生き方を見つめる	A	A	B	B	B	B			
	道徳909	道徳 中学3 生き方を創造する	A	A	B	B	B	B			

種目名	学校番号	学校名	部	課程
生活	特21	茨城県立結城特別支援学校	小学部	一般・重複

書名等				評 価 等								選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	県の評価項目					本校の評価の観点		比較評価		
				1	2	3	4	5	1	2			
			書名	記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	学年や学部の系統性が図れているか	学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか			
生活 (生活的)	1	学研	O01	あそびのおうさまBOOK めつて	A	A	A	A	A	A	A	「あそびのおうさまBOOK めつて」は、「あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん」に比べて、イラストや色の配色が鮮明で見やすく、児童の興味が高まる内容となっている。	○
		学研	G07	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	A	A	A	B	B	A	A		
生活 (生活的)	2	合同出版	B01	絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん	A	A	A	A	A	A	A	「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」は、「子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー」に比べて、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な基礎的能力と態度を育てるための内容で構成されている。	○
		借成社	Z01	子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー	B	A	A	B	A	A	A		
生活 (生活的)	3	ポプラ	543	こえでおぼえるトーマスあいうえお	A	A	A	A	A	A	A	「こえでおぼえるトーマスあいうえお」は「らくがきえほん あ・い・う・え・お」に比べ、色彩が豊かで子どもが興味をもちやすい。また、文字を押すと音が出るので、発音の仕方が分かり、繰り返し学習が可能である。	○
		ブロンズ新	A02	らくがきえほん あ・い・う・え・お	A	B	A	B	A	A	A		
生活 (生活的)	4	借成社	L01	100かいだてのいえシリーズ 100かいだてのいえ	A	A	A	A	A	A	A	「100かいだてのいえシリーズ 100かいだてのいえ」は、「1から100までのえほん」に比べて、100までの数が生き物の暮らしと合わせて示されているため、より児童の興味・関心を引き出すことができる内容となっている。	○
		戸田デザイン	O02	1から100までのえほん	B	A	A	B	A	A	A		
生活 (生活的)	5	金の星社	F04	ひとりできるもん!4 うれしいごはん・パン・めん料理	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりできるもん!4 うれしいごはん・パン・めん料理」は、「坂本廣子のひとりでクッキング(1)朝ごはんつくろう!」に比べて、馴染みの食べ物が、イラストではなく写真で多く掲載されているため、食への興味を引き出すことができる内容となっている。	○
		借成社	X01	坂本廣子のひとりでクッキング(1)朝ごはんつくろう!	B	A	A	B	A	A	A		
生活 (生活的)	6	合同出版	B04	絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん	A	A	A	A	A	A	A	「絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」は、「子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー」に比べて、平仮名で表記されており、イラストや文字が大きく見やすい。また、実生活の中で経験する挨拶や関わり方等が分かりやすい内容となっている。	○
		借成社	Z01	子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー	B	A	A	B	A	A	A		
生活 (理科的)	2	ひかりのく	I01	改訂新版体験を広げることものずかん1 どうぶつえん	A	A	A	A	A	A	A	「改訂新版体験を広げることものずかん1 どうぶつえん」は、「ほんとのおおきさ ほんとのおおきさ動物園」に比べて、様々な生き物の生態に関する初歩的な事柄についての理解を図り、動物や自然を大切に育てるための内容で構成されている。	○
		学研	N01	ほんとのおおきさ ほんとのおおきさ動物園	B	A	B	A	A	A	A		
生活 (理科的)	3	ひかりのく	C12	こどものずかんMio12 きせつとしぜん	A	A	A	A	A	A	A	「こどものずかんMio12 きせつとしぜん」は、「福音館の科学シリーズ 道ばたの四季」に比べて、写真が多く身近な事柄に応じた見出しが書いているため、児童が読みやすいものとなっている。	○
		福音館	G04	福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	B	A	A	B	B	A	A		
生活 (理科的)	4	ひかりのく	I04	改訂新版体験を広げることものずかん4 はなとやさい・くだもの	A	A	A	A	A	A	A	「改訂新版体験を広げることものずかん4 はなとやさい・くだもの」は、「はじめてのずかん4 やさいとくだもの」に比べて、掲載されている身近な野菜や植物が多く載っているため、興味・関心の幅を広げられるものとなっている。	○
		ひかりのく	J04	はじめてのずかん4 やさいとくだもの	A	B	B	A	A	A	A		
生活 (理科的)	5	ひかりのく	I09	改訂新版体験を広げることものずかん9 からだとけんこう	A	A	A	A	A	A	A	「改訂新版体験を広げることものずかん9 からだとけんこう」は、「シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ」に比べて、親しみやすいイラストや内容になっており、身体部位の仕組みや働きについて興味・関心をもって学習できるものとなっている。	○
		福村出版	A06	シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ	B	A	A	B	A	A	A		
生活 (理科的)	6	小峰書店	B01	りかのこうさく1 ねんせい	A	A	A	A	A	A	A	「りかのこうさく1 ねんせい」は、「ちよこつとできるびっくりあそび(1)水のふしぎあそび」に比べて、水だけでなく、様々な身近な自然現象について記載されており、興味や関心を広げながら学習できる内容となっている。	○
		借成社	640	ちよこつとできるびっくりあそび(1)水のふしぎあそび	B	B	A	A	A	A	A		
生活 (社会・家庭生活的)	4	ひかりのく	D01	202シリーズ たべもの202	A	A	A	A	A	A	A	「202シリーズ たべもの202」は、「げんきをつくる食育えほん1 たべものだいすき!」に比べて、実物に近い形のイラストが多く掲載されているため、食への興味を引き出すことができる内容となっている。	○
		金の星社	K01	げんきをつくる食育えほん1 たべものだいすき!	B	B	A	B	A	A	A		
生活 (社会・家庭生活的)	5	ブロンズ新	C01	しごとば	A	A	A	A	A	A	A	「しごとば」は、「福音館の科学シリーズ ただいまお仕事」に比べて、将来の仕事の種類について分かりやすくイラスト等で提示されており、将来の仕事を考える機会を促す内容となっている。	○
		福音館	G10	福音館の科学シリーズ ただいまお仕事	B	B	A	B	A	A	A		
生活 (社会・家庭生活的)	6	金の星社	553	社会科見学に役立つわたしたちのくらしとまちのしごと場1くらしをささえるしごと せいそう工場・じょう水場	A	A	A	A	A	A	A	「社会科見学に役立つ わたしたちのくらしとまちのしごと場1」は、「しごとば」に比べて、児童の実態に合った内容量となっており、写真や文章を通して、生活に必要な施設や仕事場について学習することができる内容となっている。	○
		ブロンズ新	C01	しごとば	A	A	B	B	A	A	A		

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

種目名					学校番号	学校名	部	課程					
地図、国語、書写、算数、音楽、図画工作					特21	茨城県立結城特別支援学校	小学部	一般・重複					
書名等					評価等							選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			比較評価
					1	2	3	4	5	1	2		
					記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	学年や学部が系統性が図れているか	学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか		
生活(地図)	5・6(継続)	戸田デザイン	005	につぼんちず絵本	A	A	A	A	A	A	A	「につぼんちず絵本」は、「ドラえもんちずかん1」につぼんちず」に比べて、視覚的に分かりやすい内容となっており、日本の山の高さや、川の長さなどの調べ学習等で、主体的に活動を促すことができる内容となっている。	○
		小学館	C01	ドラえもんちずかん1につぼんちず	B	A	B	B	A	A	A		
国語	1	2東書	国語C-121	こくご ☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
国語	2	2東書	国語C-122	こくご ☆☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
国語	3・4 5・6(継続)	2東書	国語C-123	こくご ☆☆☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
国語(書写)	5・6(継続)	2東書	書写101	あたらしいしよしゃー								採択替えは行わないため	○
算数	1	17教出	算数C-121	さんすう ☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
算数	2	17教出	算数C-122	さんすう ☆☆ (1)								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
算数	2	17教出	算数C-123	さんすう ☆☆ (2)								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
算数	3・4 5・6(継続)	17教出	算数C-124	さんすう ☆☆☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
音楽	1	2東書	音楽C-121	おんがく ☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
音楽	2	2東書	音楽C-122	おんがく ☆☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
音楽	3・4 5・6(継続)	2東書	音楽C-123	おんがく ☆☆☆								文部科学省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
図画工作	1・2(継続)	9開隆堂	図工101	ずがこうさく1・2上 わくわくするね	A	A	A	A	A	A	A	「ずがこうさく1・2上 わくわくするね」は「たのしいなおもしろいなずがこうさく1・2上」に比べ、文字が大きく、端的で分かりやすい表記がされている。また、作品の写真も大きくて見やすいため、児童の興味を引き出しやすい内容となっている。	○
		116日文	図工103	ずがこうさく1・2上 たのしいなおもしろいな	A	B	B	A	A	A	A		
図画工作	1・2(継続)	9開隆堂	図工102	ずがこうさく1・2下 みつけたよ	A	A	A	A	A	A	A	「ずがこうさく1・2下 みつけたよ」は「たのしいなおもしろいなずがこうさく1・2下」に比べ、文字が大きく、端的で分かりやすい表記がされている。また、作品の写真も大きくて見やすいため、児童の興味を引き出しやすい内容となっている。	○
		116日文	図工104	ずがこうさく1・2下 たのしいなおもしろいな	A	B	B	A	A	A	A		
図画工作	3・4(継続)	9開隆堂	図工301	図画工作3・4上 できたらいいな	A	A	A	A	A	A	A	「図画工作3・4上 できたらいいな」は「ためしたよ みつけたよ図画工作3・4上」に比べ、作品一つ一つが写真で大きく掲載されているため、児童にとって見やすく分かりやすいと思われる。古着や家庭にある身近な素材を利用する題材がある点もよい。	○
		116日文	図工303	図画工作3・4上 ためしたよ みつけたよ	A	B	B	B	A	A	B		
図画工作	3・4(継続)	9開隆堂	図工302	図画工作3・4下 力を合わせて	A	A	A	A	A	A	A	「図画工作3・4下 力を合わせて」は「ためしたよ みつけたよ図画工作3・4下」に比べ、作品一つ一つが写真で大きく掲載されているため、児童にとって見やすく分かりやすいと思われる。古着や家庭にある身近な素材を利用する題材がある点もよい。	○
		116日文	図工304	図画工作3・4下 ためしたよ みつけたよ	A	B	B	B	A	A	B		
図画工作	5・6(継続)	9開隆堂	図工501	図画工作5・6上 心をひらいて	A	A	A	A	A	A	A	「図画工作5・6上 心をひらいて」は「見つめて 広げて図画工作5・6上」に比べ、段ボールやローラーなど児童が扱いやすい素材や道具をテーマにした題材が多く掲載されているため、児童にとって、より取り組みやすい内容となっている。	○
		116日文	図工503	図画工作5・6上 見つめて 広げて	B	B	B	A	A	A	B		
図画工作	5・6(継続)	9開隆堂	図工502	図画工作5・6下 つながる思い	A	A	A	A	A	A	A	「図画工作5・6下 つながる思い」は「見つめて 広げて図画工作5・6下」に比べ、段ボールやローラーなど児童が扱いやすい素材や道具をテーマにした題材が多く掲載されているため、児童にとって、より取り組みやすい内容となっている。	○
		116日文	図工504	図画工作5・6下 見つめて 広げて	B	B	B	A	A	A	B		

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

種目名	学校番号	学校名	部	課程
体育、特別の教科道徳	特21	茨城県立結城特別支援学校	小学部	一般・重複

書名等					評価等								選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点		比較評価		
					1 記述内容	2 内容の程度	3 内容の配列・分量	4 表記・表現	5 体裁	1 学年や学部 の系統性が 図れているか	2 学校目標の 目指す児童 生徒像を踏 まえているか			
体育 (保健)	3・4 (継続)	金の星社	593	やさしくわかるびょうきのえほん どうしてかぜをひくの？インフルエンザになるの？	A	A	A	A	A	A	A	A	「やさしくわかるびょうきのえほん どうしてかぜをひくの？インフルエンザになるの？」は、「子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？」に比べて、イラストがカラフルで見やすく、文字が大きく表示されているため、児童が興味をもつことができ、理解しやすい内容となっている。	○
		偕成社	J05	子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？	B	B	B	A	A	A	A	A		
体育 (保健)	5・6 (継続)	2 東書	保健301	新しいほけん 3・4	A	A	A	A	A	A	A	A	「新しいほけん 3・4」は「みんなのほけん 3・4年」に比べて、文字が大きく線も太いので、読みやすい表記がされている。また、身体の成長の過程を1ページにまとめたイラストで示すなど、児童に伝えたい必要なポイントをおさえた内容となっている。	○
		224 学研	保健305	みんなのほけん 3・4年	B	B	B	A	A	A	A	A		
特別の教科道徳	1・2 (継続)	偕成社	R01	あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび	A	A	A	A	A	A	A	A	「あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび」は、「あかちゃんのおそびえほん(6) いいおへんじできるかな」に比べて、日常生活で使う挨拶に特化した内容となっており、普段の生活の中でも生かせる内容となっている。	○
		偕成社	R06	あかちゃんのおそびえほん(6) いいおへんじできるかな	A	B	A	B	A	A	A	A		
特別の教科道徳	3・4 (継続)	福音館	K04	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん	A	A	A	A	A	A	A	A	「ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん」は、「どうぞのいす」に比べて、内容が場面ごとに切り替わるため、児童にとって分かりやすい内容となっている。また、森の中に住む動物がたくさん出てくるため、児童が興味関心をもちやすくなっている。	○
		ひさかた	D02	どうぞのいす	B	B	B	A	A	A	A	A		
特別の教科道徳	5・6 (継続)	ひかりのく	003	マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みちかなマーク	A	A	A	A	A	A	A	A	「マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みちかなマーク」は、「子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー」に比べて、日常生活の中で汎用しやすい内容となっている。修学旅行や宿泊学習などで校外に出る際の学習活動に使用できる内容であるため、児童が興味をもちやすい。	○
		偕成社	Z01	子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー	A	B	A	B	A	A	A	A		

(注1) 児童の心身の発達段階及び特性、学校や地域の特徴、課程の特徴、学科の特徴等をふまえて各学校で作成した、学校の評価の観点を記載する。

<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</li> <li>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</li> <li>ウ 各教科の特性及び授業時数</li> <li>エ 調査委員会の担当が、文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社の教科用図書を調査</li> </ul>
---

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

種目名		学校番号	学校名	部	課程
国語 書写 社会 地図 数学 理科 音楽 美術 保健体育		特21	茨城県立結城特別支援学校	中学部	一般・重複

書名等					評 価 等							選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			比較評価
					1	2	3	4	5	1	2		
国語	1	2 東書	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
国語	2・3 (継続)	2 東書	国語 C-722	国語 ☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
国語(書写)	1・2・3 (継続)	2 東書	書写 201	新しい しよしゃ 二	A	A	A	A	A	A	A	採択替えは行わないため	○
社会	1	金の星社	554	社会科学に発立つわたしたちのくらしとまちのしごと編 2 つくるしごと・売るしごと 農家・スーパーマーケット	A	A	A	A	A	A	A	「つくるしごと・売るしごと 農家・スーパーマーケット」は、「スカーリーおじさんの はたらく人たち」と比べ、住居の様子が写真を用いて紹介しており、生徒が興味をもちやすく分かりやすい内容になっている。	○
		評論社	A01	スカーリーおじさんの はたらく人たち	A	B	A	A	A	B	B		
社会	2	JTB	501	るるぶ地図でよくわかる都道府県大百科	A	A	A	A	A	A	A	「るるぶ地図でよくわかる都道府県大百科」は、「もっと日本が好きになる!」なるほど都道府県312)に比べて、各地の地理や産業、交通などの概要が写真と絵を使って分かりやすく紹介しており活用できる。また文章量も適量で読み取りやすい。	○
		えほんの社	506	もっと日本が好きになる! なるほど都道府県312	A	B	B	A	A	A	A		
社会	3	旺文社	516	学校では教えてくれない大切なこと10身近な危険防災と防犯	A	A	A	A	A	A	A	「学校では教えてくれない大切なこと10身近な危険防災と防犯」は、「子どもあんぜん図鑑」と比べ、生徒が興味をもって読めるような内容、表現になっている。危険への対処法をイラストで分かりやすく学ぶことができる。	○
		講談社	549	子どもあんぜん図鑑	A	A	A	B	A	B	A		
社会(地図)	1・2・3 (継続)	昭文社		見たい!知りた!学びたい!世界ちずちよう	A	A	A	A	A	A	A	「見たい!知りた!学びたい!世界ちずちよう」は、「いちばんわかりやすい小学生のための学習世界地図帳」と比べ、興味や関心をもつことができるような、生徒の能力や実態に応じた内容となっている。	○
		成美堂出版	003	いちばんわかりやすい小学生のための学習世界地図帳	A	B	B	B	A	A	A		
数学	1	17 教出	数学 C-721	数学☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
数学	2・3 (継続)	17 教出	数学 C-722	数学☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
理科	1	小学館	797	小学館の図鑑NEO〔新版〕科学の実験DVDつき	A	A	A	A	A	A	A	「小学館の図鑑NEO〔新版〕科学の実験DVDつき」は、「キッズペディア科学館」と比べて記述内容と程度が精選されており、表記を比べても本校中学部生徒にとって文章が読みやすく、情報量が適切で理解しやすい。	○
		小学館	771	キッズペディア科学館	B	B	B	B	A	A	A		
理科	2・3 (継続)	旺文社	536	小学総合的研究わかる理科実験・観察新装版	A	A	A	A	A	A	A	「わかる理科実験・観察新装版」は、A生命、B地球・自然、C物質エネルギーの内容が学習できる。重要な内容に絵と写真を用いて、さらに言葉を見やすく拡大しており、生徒が調べやすくなっている。	○
		偕成社	641	ちよこつとできるびっくりあそび(2) 空気のふしぎあそび	B	A	B	B	A	B	B		
音楽	1	2 東書	音楽 C-721	音楽☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
音楽	2・3 (継続)	2 東書	音楽 C-722	音楽☆☆☆☆	A	A	A	A	A	A	A	国語省著作教科書特別支援学校知的障害者用のため	○
美術	1	38 光村	美術 702	美術1	A	A	A	A	A	A	A	「美術1」は「美術1 発見と創造」に比べ、美術作品が大きく見やすく表記されており、生徒が興味をもつことができる構成となっている。また、作品の説明が簡潔に分かりやすく記述されている。	○
		9 開隆堂	美術 701	美術1 発見と創造	A	A	B	B	B	A	A		
美術	2・3 (継続)	38 光村	美術 802	美術2・3	A	A	A	A	A	A	A	「美術2・3」は「美術2・3 探求と継承」に比べ、美術作品が豊富に掲載されている。また、作品によって、紙質を変えている構成になっており、視覚だけでなく、触覚にも作品を楽しむことができる体裁となっている。	○
		9 開隆堂	美術 801	美術2・3 探求と継承	A	A	B	B	B	A	A		
保健体育	1・2・3 (継続)	2 東書	保健 501	新しい保健 5・6	A	A	A	A	A	A	A	「新しい保健 5・6」は「みんなの保健 5・6年」に比べ、文字が大きく、写真も多様されており生徒が理解しやすい表現になっている。詳しく書かれているが、必要なポイントが絞られているため、生徒が学習に意欲的に取り組むやすい。	○
		224 学研	保健 505	みんなの保健 5・6年	A	A	A	B	B	A	A		

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

種目名
職業・家庭 特別の教科道徳

学校番号	学校名	部	課程
特21	茨城県立結城特別支援学校	中学部	一般・重複

書名等					評価等							比較評価	選定結果
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			
					1	2	3	4	5	1	2		
					記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	学年や学部の系統性が図れているか	学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか		
職業・家庭	1・2・3 (継続)	山と溪谷社	001	家庭科の教科書小学校低学年～高学年用	A	A	A	A	A	A	A	「家庭科の教科書小学校低学年～高学年用」は「職業・家庭たのしい家庭科 わたしのくらしに生かす」に比べ、衣食住の内容が写真を使って分かりやすく説明されていることに加え、3年間の学習内容として適した内容になっている。	○
		開隆堂出版	002	職業・家庭たのしい家庭科 わたしのくらしに生かす	A	B	B	B	A	A	A		
特別の教科道徳	1・2・3 (継続)	草思社	001	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと	A	A	A	A	A	A	A	「みんなのためのルールブックあたりまえだけど、とても大切なこと」は「学校では教えてくれない大切なこと(2)友だち関係(自分と仲良く)」に比べ、文字が見やすく、ポイントが絞られており、生徒が理解しやすくなっている。	○
		旺文社	B02	学校では教えてくれない大切なこと(2)友だち関係(自分と仲良く)	A	A	A	B	B	A	A		

(注1) 児童の心身の発達の段階及び特性、学校や地域の特徴、課程の特徴、学科の特徴等をふまえて各学校で作成した、学校の評価の観点を記載する。

評価に当たって、特に留意した事項 ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目 イ 本校の教科用図書に関する評価の観点 ウ 各教科の特性及び授業時数 エ 調査委員会の担当が、文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社の教科用図書を調査
---

種目名				
国語	社会	数学	理科	職業
家庭	情報	特別の教科	道徳	

学校番号	学校名	部	課程
特21	茨城県立結城特別支援学校	高等部	普通科A課程

書名等					評価等						選定結果		
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			
					1	2	3	4	5	1		2	
					記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	学年や学部が系統的に図れているか	学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか	比較評価	
国語	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	A01	ひとりだちするための国語	A	A	A	A	A	A	A		「ひとりだちするための国語」は「くらしに役立つ国語」に比べて、端的な表現でイラストが用いられて、視覚的に分かりやすい表現となっている。また、会話や読書、作文などの学習を通してコミュニケーション能力の基礎を培うことのできる配列、分量となっている。
		東洋館	002	くらしに役立つ国語	B	B	B	B	A	A	A		
社会	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	512	ひとりだちするための社会	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするための社会」は、「くらしに役立つ社会」に比べて、イラストを多く用いて簡潔に書かれており、生徒が理解しやすい記述となっている。また、地理、歴史、公民のそれぞれの内容がバランスよく構成されている。	○
		東洋館	001	くらしに役立つ社会	A	B	B	B	A	B	A		
数学	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	A02	ひとりだちするための算数・数学	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするための算数・数学」は「くらしに役立つ数学」に比べて、イラストが多く生徒がイメージがもたれやすい表現となっている。また、日常生活を想定した時刻と時間や金銭などの内容が繰り返し学習できる構成となっている。	○
		東洋館	003	くらしに役立つ数学	B	B	B	B	A	A	A		
理科	A課程1・2・3(継続)	東洋館	004	くらしに役立つ理科	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ理科」は「小学校総合研究 わかる理科 実験・観察 新装版」に比べ、健康、自然、便利なくらしについて、物理・化学・生物・地学の分野を日常生活に基づいた内容で記載されており、生徒が興味関心をもちやすい内容になっている。	○
		旺文社	536	小学校総合研究 わかる理科 実験・観察 新装版	B	B	A	A	A	A	A		
職業	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	509	ひとりだちするためのライフキャリア教育	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするためのライフキャリア教育」は「ひとりだちするためのビジネスマナー&コミュニケーション」に比べ、日常生活をイメージしやすい構成になっている。キャリアプランニング能力、自己理解や自己管理能力、課題解決能力、人間関係形成・社会形成能力の4つの能力が分かりやすく示されており、生徒の実態に即している。	○
		日本教育研	505	ひとりだちするためのビジネスマナー&コミュニケーション	B	A	A	B	A	A	A		
職業	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	507	クラス合唱曲集 レンツ・コース！ 第二版	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするための進路学習」は「障害のある子のための職業ガイド」に比べ、働くことや進路についての内容が掲載されている。また、現場実習に向けた準備や社会人として身に付けていた力について生徒が考えながら主体的に学ぶことのできる内容構成になっている。	○
		日本教育研	514	障害のある子のための職業ガイド	B	A	B	A	A	A	A		
家庭	A課程1・2・3(継続)	開隆堂出版	512	共に生きる家庭科一自立を目指して	A	A	A	A	A	A	A	「共に生きる家庭科一自立を目指して」は、「くらしに役立つ家庭」よりも生徒の実態や状況により見合った内容がポイントを絞って記述されている。内容の説明は簡明で、生徒が主体的に学習に臨むことのできる配列、分量となっている。	○
		東洋館	006	くらしに役立つ家庭	B	B	B	A	A	A	A		
情報	A課程1・2・3(継続)	実教出版		30時間でマスターWord 2019	A	A	A	A	A	A	A	「30時間でマスターWord 2019」は「今すぐ使えるかんたん絶対デキます！ワード2019」に比べて、パソコンの基本操作からワードの詳しい機能まで段階を追って学習できる内容になっている。	○
		技術評論社		今すぐ使える かんたん絶対デキます！ワード2019	A	B	A	A	A	B	A		
情報	A課程1・2・3(継続)	実教出版		30時間でマスターExcel 2019	A	A	A	A	A	A	A	「30時間でマスターExcel 2019」は「今すぐ使えるかんたんエクセル2019」に比べて、Excelの様々な機能について分かりやすく記載されており、練習問題が多く、生徒が確認しながら取り組みやすい内容になっている。	○
		技術評論社		今すぐ使える かんたん絶対デキます！エクセル2019	A	B	A	A	A	B	A		
情報	A課程1・2・3(継続)	日本文教出版		見てわかる情報モラル 第3版	A	A	A	A	A	A	A	「見てわかる情報モラル」は、情報モラルに関する内容が網羅されている内容となっており、表記もイラストが多く見やすい。さらに、例→考えるポイント→問題点→予防と対策と、構成が分かりやすく構成されている。	○
		実教出版編集		2021 事例でわかる情報モラル	B	B	A	B	A	B	A		
特別の教科 道徳	A課程1・2・3(継続)	日本教育研	506	ひとりだちするためのトラブル対策 改訂版	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするためのトラブル対策 回避・対処が学べる」は、「自立のすすめマイルール ほんときどきどうするんだっけ」に比べ、実生活で身近に起こりがちな事例が多数挙げられており、生徒自身が対処法を考えながら道徳的内容を踏まえることのできる内容になっている。	○
		毎日新聞社		自立のすすめマイルール こういときどきどうするんだっけ	B	A	A	B	A	B	A		

(注1) 児童の心身の発達の段階及び特性、学校や地域の特徴、課程の特徴、学科の特徴等をふまえて各学校で作成した、学校の評価の観点を記載する。

<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</li> <li>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</li> <li>ウ 各教科の特性及び授業時数</li> <li>エ 調査委員会の担当が、文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社の教科用図書を調査</li> </ul>
---

令和5年度使用教科用図書選定協議会資料

種目名	
職業 理科	家庭 特別の教科道徳 音楽

学校番号	学校名	部	課程
特21	茨城県立結城特別支援学校	高等部	普通科B・C課程

書名等				評 価 等								選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			比較評価
					1	2	3	4	5	1	2		
					記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	学年や学部・系統性が図れているか	学校目標の目指す児童生徒像を踏まえているか		
家庭	B課程 1・2・3 (継続)	開隆堂出版	002	職業・家庭たのしい家庭科 わたしのくらしに生かす	A	A	A	A	A	A	A	「職業・家庭たのしい家庭科 わたしのくらしに生かす」は「子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん」に比べて、生徒の生活年齢に合った卒業後の自立した生活に結び付く内容が豊富に掲載されており、主体的な学習を引き出しやすい内容となっている。	○
		ナツメ社	001	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん	A	B	B	A	A	B	A		
職業	B課程 1・2・3 (継続)	日本教育研	507	ひとりだちするための進路学習	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするための進路学習」は「知的障害・発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集」に比べて、進路決定に向けた学習内容がイラストを用いて分かりやすく記述されている。また、記述式になっているため、生徒が考えながら取り組み、学習の軌跡を振り返ることができる構成となっている。	○
		ジアース	501	知的障害・発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集	A	B	A	B	A	A	B		
特別の教科道徳	B課程 1・2・3 (継続)	日本図書	531	メシが食べる大人になる！よのなかルールブック	A	A	A	A	A	A	A	「メシが食べる大人になる！よのなかルールブック」は「ルールとマナーを学ぶ子ども生活図鑑(4)人間関係編」に比べて、見開きページの情報量が多すぎず分かりやすい。大きき手に取りやすい、生徒が読みやすい。	○
		国土社	545	ルールとマナーを学ぶ子ども生活図鑑(4)人間関係編	A	A	B	A	B	A	B		
特別の教科道徳	B課程 1・2・3 (継続)	日本図書	534	ヤワな大人にならない！生きかたルールブック	A	A	A	A	A	A	A	「ヤワな大人にならない！生きかたルールブック」は「自立のすすめマイルール こういうときどうするんだっけ」に比べて、端的で印象的なキーワードで構成されており、覚えたり、思い出しやすい内容となっている。	○
		毎日新聞社		自立のすすめマイルール こういうときどうするんだっけ	A	A	B	B	A	A	A		
理科	C課程 1・2・3 (継続)	家の光		新版 だれでもできるベランダで野菜づくり	A	A	A	B	A	A	A	「新版だれでもできるベランダで野菜づくり」は「Do!図鑑シリーズ 園芸図鑑 花や野菜いっばいの庭づくり」と比べて、写真や説明が分かりやすく、生徒の実態に合っている。また、植物の栽培や観察時の事前事後学習に使用しやすい内容である。	○
		福音館		Do!図鑑シリーズ 園芸図鑑 花や野菜いっばいの庭づくり	B	A	A	B	B	A	B		
音楽	C課程 1・2・3 (継続)	岩崎書店		世界の音楽 なんでも事典<AR付き>	A	A	A	A	A	A	A	「世界の音楽 なんでも事典<AR付き>」は「音楽が楽しくなる世界の「楽器」絵辞典」と比べて、楽器の仕組みや使い方の説明、活躍する名曲などが掲載されており、生徒の興味を引き出しやすい内容である。また、専用アプリをダウンロードすると楽器の音色やオーケストラの構成を知ることができるので、生徒が主体的に学習に取り組みやすい構成になっている。	○
		PHP研究所		音楽が楽しくなる世界の「楽器」絵辞典	B	A	B	B	A	A	B		

(注1) 生徒の心身の発達の段階及び特性、学校や地域の特徴、課程の特徴、学科の特徴等をふまえて各学校で作成した、学校の評価の観点を記載する。

<p>評価に当たって、特に留意した事項</p> <p>ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目</p> <p>イ 本校の教科用図書に関する評価の観点</p> <p>ウ 各教科の特性及び授業時数</p> <p>エ 調査委員会の担当が、文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社の教科用図書を調査</p>
--

種目名					学校番号	学校名	部	課程
国語	数学	社会	理科	英語	特 2 1	茨城県立結城特別支援学校	高等部	ビジネス・ライフ科
音楽	保健体育	家庭	職業	情報				

書名等					評 価 等							選定結果	
種目名	学年	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	県の評価項目					本校の評価の観点			比較評価
					1	2	3	4	5	1	2		
					記述内容	内容の程度	内容の配列・分量	表記・表現	体裁	中学部、中学校との系統性が図れているか	学科目標の目指す児童生徒像を踏まえているか		
国語	1・2・3	東洋館	002	くらしに役立つ国語	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ国語」は「ひとりだちするための国語」に比べて、卒業後の実生活を想定した場面設定が多く、生徒が取り組みやすい内容となっている。	○
		日本教育研	A01	ひとりだちするための国語	B	A	B	A	A	A	A		
社会	1・2・3	東洋館	001	くらしに役立つ社会	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ社会」は「ひとりだちするための社会」に比べ、社会の仕組みや税金、選挙などの内容が具体的に構成されており、学ぶべきことがわかりやすく構成されている。	○
		日本教育研	512	ひとりだちするための社会	B	B	A	A	A	A	A		
数学	1・2・3	東洋館	003	くらしに役立つ数学	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ数学」は「ひとりだちするための算数・数学」に比べ、社会に出たときに必要になる公共料金やお金の管理など、学ぶべきことが分かりやすく構成されており、生徒が理解しやすい内容となっている。	○
		日本教育研	A02	ひとりだちするための算数・数学	B	A	B	A	A	A	A		
理科	1・2・3	東洋館	004	くらしに役立つ理科	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ理科」は「小学総合研究 わかる理科 実験・観察 新装版」に比べ、健康、自然、便利なくらしについて、物理・化学・生物・地学の分野を実生活に基づいた内容で記載されており、理科を通してより良い生活を考えたいことのできる内容となっている。	○
		旺文社	536	小学総合研究 わかる理科 実験・観察 新装版	B	B	A	A	A	B	A		
英語	1・2・3	東洋館	511	くらしに役立つ英語	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ英語」は「UP AND AWAY IN ENGLISH 1」に比べ、より具体的な例を挙げて学ぶことができる内容になっており、生徒の英語への興味関心を引き出しやすい内容となっている。	○
		OXFORD UNIVERSITY PRESS		UP AND AWAY IN ENGLISH 1	A	B	A	B	A	A	A		
音楽	1・2・3	音楽之友社	501	クラス合唱曲集 レッパ・コーラス! 第二版	A	A	A	A	A	A	A	「クラス合唱曲集Let's chorus」は「くらしに役立つ音楽」に比べ、生徒の実態に合った曲が多く掲載されており、歌唱に興味をもって学習に取り組むことができる内容となっている。	○
		東洋館	510	くらしに役立つ音楽	B	A	A	A	A	B	A		
保健体育	1・2・3	東洋館	005	くらしに役立つ保健体育	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ保健体育」は「シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ」に比べ、色々な運動だけでなく、心と体の発達、けがや病気に対する処置法について、卒業後の健康に必要な知識を学ぶことができる。	○
		福村出版	A06	シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ	A	B	B	A	A	A	A		
家庭	1・2・3	東洋館	006	くらしに役立つ家庭	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つ家庭科」は「共に生きる家庭科一自立を目指して」に比べ、衣・食・住の内容を更に詳しく書かれており、わかりやすい言葉で書かれているため、生徒が理解しやすく、主体的な生活を目指して学習していくことのできる内容となっている。	○
		開隆堂出版	512	共に生きる家庭科一自立を目指して	A	B	A	B	A	A	A		
職業	1・2・3	ジアース教育新社	501	知的障害・発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集	A	A	A	A	A	A	A	「知的障害・発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集」は「ひとりだちするためのビジネスマナー&コミュニケーション」に比べて、事例ごとに書かれており、生徒にとって押さえておきたい内容が分かりやすくまとめられている。	○
		日本教育研	505	ひとりだちするためのビジネスマナー&コミュニケーション	A	B	A	B	A	A	A		
職業	1・2・3	ジアース教育新社	506	知的障害・発達障害の人たちのための見てわかる社会生活ガイド集	A	A	A	A	A	A	A	「知的障害・発達障害の人たちの見てわかる社会生活ガイド集」は「ひとりだちするためのトラブル対策 改訂版」に比べて、卒業後に困りそうな場面での事例が多く掲載されており、事例ごとに考えて学習を進めていくことのできる内容となっている。	○
		日本教育研	506	ひとりだちするためのトラブル対策 改訂版	B	A	B	A	A	A	A		
職業	1・2・3	日本教育研	507	ひとりだちするための進路学習	A	A	A	A	A	A	A	「ひとりだちするための進路学習」は「ひとりだちするための就労支援ノート」に比べて、進路を考えるための内容が絞られており、イラストや端的な言葉で表現されているため、生徒が理解しやすく主体的な学びを引き出すことができる。	○
		日本教育研		ひとりだちするための就労支援ノート	B	A	A	B	A	A	A		
情報	1・2・3	実教出版		30時間でマスターWord 2019	A	A	A	A	A	A	A	「30時間でマスターWord 2019」は「今すぐ使える かんたん絶対デキます! エクセル2019」に比べて、パソコンの基本操作からワードの機能まで段階を追って学習できる内容となっている。	○
		技術評論社		今すぐ使える かんたん絶対デキます! ワード2019	A	B	B	A	A	B	A		
情報	1・2・3	実教出版		30時間でマスターExcel 2019	A	A	A	A	A	A	A	「30時間でマスターExcel 2019」は「今すぐ使える かんたんエクセル2019」に比べて、Excelの様々な機能について分かりやすく記載されており、練習問題が多く取り組みやすい内容となっている。	○
		技術評論社		今すぐ使える かんたん絶対デキます! エクセル2019	A	B	B	A	A	B	A		
情報	1・2・3	日本文教出版		見てわかる情報モラル 第3版	A	A	A	A	A	A	A	「見てわかる情報モラル 第3版」は「情報モラル&情報セキュリティ」に比べて、カラーページで掲載されており、守らなければならないマナーやよくある失敗、トラブルや犯罪に対する注意などをより身近な問題として考えることができる。	○
		FOM出版		情報モラル&情報セキュリティ	A	B	A	B	A	A	A		
特別の教科 道徳	1・2・3	東洋館	513	くらしに役立つソーシャルスキルよりよく暮らす・働く・楽しむ	A	A	A	A	A	A	A	「くらしに役立つソーシャルスキル」は「自立のすすめマイルール こういふときどうするんだっけ」に比べ、自己理解、他者との関わり、公共のマナーの項目ごとに分かりやすい言葉で具体的に書かれているため、生徒にとって理解しやすい内容となっている。	○
		毎日新聞社		自立のすすめマイルール こういふときどうするんだっけ	A	B	A	B	A	A	A		

(注1) 生徒の心身の発達の段階及び特性、学校や地域の特徴、課程の特徴、学科の特徴等をふまえて各学校で作成した、学校の評価の観点を記載する。

評価に当たって、特に留意した事項

- ア 本県の教科用図書選定に関する評価項目
- イ 本校の教科用図書に関する評価の観点
- ウ 各教科の特性及び授業時数
- エ 調査委員会の担当が、文部科学省のHPや教科用図書展示会等を活用し、全ての出版社の教科用図書を調査

令和5年度使用教科用図書選定一覧表(案)

学校番号	学校名	課程名
15	茨城県立水戸第一高等学校	全日制

種目名	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年
現代の国語	183	現国	高等学校 現代の国語	普	1	美術 I	38	美 I	美術 1	普	1 2(継続)
	第一	713					光村	701			
言語文化	183	言文	高等学校 言語文化	普	1	書道 I	6	書 I	書 I	普	1 2(継続)
	第一	713					教図	702			
文学国語	143	文国	文学国語	普	2			書 I	書 I プライマリーブック	普	
	筑摩	708						703			
古典探究	50	古探	古典探究 古文編	普	2	英語コミュニケーション I	15	C I	CROWN English Communication I	普	1
	大修館	706					三省堂	707			
		707						707			
地理総合	46	地総	高等学校 新地理総合	普	1	論理・表現 I	212	論 I	FACTBOOK English Logic and Expression I	普	1
	帝国	703					桐原	714			
地理探究	46	地探	新詳地理探究	普	2	論理・表現 II	212	論 II	FACTBOOK English Logic and Expression II	普	2
	帝国	702					桐原	714			
歴史総合	2	歴総	詳解歴史総合	普	1	家庭基礎	2	家基	家庭基礎 自立・共生・創造	普	2
	東書	702					東書	701			
日本史探究	81	日探	詳説日本史	普	2	情報 I	7	情 I	高校情報 I Python	普	1
	山川	705					実教	703			
世界史探究	81	世探	詳説世界史	普	2	現代文 B	17	現 B	精選現代文 B	普	3(継続)
	山川	704					教出	326			
地図	46	地図	新詳高等地図	普	1 2(継続)	古典 B	104	古 B	改訂版 古典 B 古文編	普	3(継続)
	帝国	702					数研	343			
公共	183	公共	高等学校 公共	普	2			古 B	改訂版 古典 B 漢文編	普	
	第一	710						344			
数学 I	104	数 I	数学 I	普	1	世界史 B	2	世 B	世界史 B	普	3(継続)
	数研	712					東書	308			
数学 II	104	数 II	数学 II	普	1 2(継続)	日本史 B	81	日 B	詳説日本史 改訂版	普	3(継続)
	数研	709					山川	309			
数学 A	104	数 A	数学 A	普	1	地理 B	130	地 B	新編 詳解地理 B 改訂版	普	3(継続)
	数研	712					二宮	305			
数学 B	104	数 B	数学 B	普	2	地図	46	地図	新詳高等地図	普	3(継続)
	数研	710					帝国	310			
数学 C	104	数 C	数学 C	普	2	倫理	35	倫理	高等学校 新倫理 新訂版	普	3
	数研	708					清水	308			
物理基礎	104	物基	物理基礎	普	1	政治・経済	35	政経	高等学校 現代政治・経済 新訂版	普	3
	数研	707					清水	314			
物理	104	物理	物理	普	2	数学 III	104	数 III	改訂版 数学 III	普	3
	数研	706					数研	322			
化学基礎	61	化基	高等学校 化学基礎	普	1	物理	104	物理	改訂版 物理	普	3(継続)
	啓林館	706					数研	313			
化学	183	化学	高等学校 化学	普	2	化学	183	化学	高等学校 改訂 化学	普	3(継続)
	第一	708					第一	315			
生物基礎	104	生基	高等学校 生物基礎	普	2	生物	2	生物	改訂 生物	普	3
	数研	708					東書	306			
地学基礎	104	地基	高等学校 地学基礎	普	2	地学基礎	61	地基	地学基礎 改訂版	普	3(継続)
	数研	704					啓林館	308			
保健体育	50	保体	現代高等保健体育	普	1 2(継続)	コミュニケーション英語 III	15	コ III	CROWN English Communication III New Edition	普	3
	大修館	701					三省堂	329			
音楽 I	27	音 I	高校生の音楽 1	普	1 2(継続)	英語表現 II	104	英 II	DUALSCOPE English Expression II	普	3(継続)
	教芸	702					数研	325			
備考											

令和5年度使用教科用図書選定一覧表(案)

学校番号	学校名	課程名
52	茨城県立石岡商業高等学校	全日制

種目名	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年
現代の国語	183 第一	現国 716 ◆	高等学校 新編現代の国語	商情	1	商業	234 TAC	商業 731	財務会計 I	商情	2
言語文化	50 大修館	言文 706 ◆	新編 言語文化	商情	1	商業	7 実教	商業 720 ◆	原価計算	商情	2
国語表現	50 大修館	国表 701 ◆	国語表現	商情	2	商業	7 実教	商業 715 ◆	最新情報処理 Advanced Computing	商情	1
歴史総合	81 山川	歴総 709 ◆	わたしたちの歴史 日本から世界へ	商情	1	商業	7 実教	商業 736 ◆	ソフトウェア活用	商	2
日本史探究	81 山川	日探 705 ◆	詳説日本史	商	2	商業	7 実教	商業 725 ◆	プログラミング ～マクロ言語～	情	2
地図	46 帝国	地図 703 ◆	標準高等地図	商情	1	国語表現	50 大修館	国表 307	国語表現 改訂版	商情	3
公共	46 帝国	公共 707 ◆	高等学校 公共	商情	2	現代文A	2 東書	現A 306	現代文A	商情	3
数学 I	104 数研	数I 715 ◆	最新 数学 I	商情	1	日本史A	183 第一	日A 312	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	商情	3
数学 II	104 数研	数II 712 ◆	最新 数学 II	商情	2	数学 II	104 数研	数II 330 ◆	改訂版 最新 数学 II	商情	3(継続)
科学と人間生活	183 第一	科人 705 ◆	高等学校 科学と人間生活	商情	2	数学 A	104 数研	数A 330 ◆	改訂版 最新 数学 A	商情	3
保健体育	50 大修館	保体 701 ◆	現代高等保健体育	商情	1 2(継続)	化学基礎	2 東書	化基 314	改訂 新編化学基礎	商情	3
音楽 I	27 教芸	音 I 702	高校生の音楽1	商情	1	生物基礎	183 第一	生基 319	高等学校 改訂 新生物基礎	商情	3
美術 I	116 日文	美 I 702 ◆	高校生の美術1	商情	1	コミュニケーション英語 II	183 第一	コ II 349	Vivid English Communication II NEW EDITION	商情	3(継続)
英語コミュニケーション I	183 第一	C I 722 ◆	Vivid English Communication I	商情	1	英語会話	61 啓林館	英会 303	Sailing English Conversation	商情	3
英語コミュニケーション II	183 第一	C II 721 ◆	Vivid English Communication II	商情	2	家庭総合	7 実教	家総 309	新家庭総合 パートナーシップでつくる未来	商情	3(継続)
論理・表現 I	15 三省堂	論 I 705 ◆	MY WAY Logic and Expression I	商	2	商業	7 実教	商業 336	マーケティング 新訂版	商情	3
家庭総合	7 実教	家総 703 ◆	家庭総合	商情	2	商業	7 実教	商業 354	経済活動と法 新訂版	商情	2 3
商業	7 実教	商業 701 ◆	ビジネス基礎	商情	1	商業	7 実教	商業 329	財務会計 II	商情	3
商業	7 実教	商業 718 ◆	マーケティング	商情	1	商業	7 実教	商業 330	管理会計	商情	3
商業	7 実教	商業 732 ◆	商品開発と流通	商情	2	商業	7 実教	商業 352	ビジネス情報 新訂版	商	3(継続)
商業	234 TAC	商業 713	簿記	商情	1	商業	7 実教	商業 358	電子商取引 新訂版	情	3
備考											

令和5年度使用教科用図書選定一覧表(案)

学校番号	学校名	課程名
68	釜崎高校	定時制

種目名	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年
現代の国語	50	現国	現代の国語	普	1全	現代文	2	現B	新編現代文B	普	4前・夜
	大修館	706					東書	321			
言文化語文	50	言文	新編 言語文化	普	2全	古典A	50	古A	古典A 物語選 改訂版	普	3前 4後
	大修館	706					大修館	315			
地合理総	46	地総	高等学校 新地理総合	普	1全	世界史	81	世B	新世界史 改訂版	普	3全
	帝国	703					山川	313			
歴史総	183	歴総	高等学校 新歴史総合 過去の対話、つなぐ未来	普	2全	日本史	183	日A	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	普	3全
	第一	711					第一	312			
地図	130	地図	基本地図帳	普	1全	日本史	2	日B	新選日本史B	普	3全
	二宮	706					東書	310			
公共	104	公共	高等学校 公共 これからの社会について考える	普	1全	地理B	130	地B	新編 詳解地理B改訂版	普	4全
	数研	709					二宮	305			
数学Ⅰ	104	数Ⅰ	新 高校の数学Ⅰ	普	1全	地図	130	地図	基本地図帳 改訂版	普	4全
	数研	716					二宮	312			
数学Ⅱ	104	数Ⅱ	新 高校の数学Ⅱ	普	2全	政治・経済	7	政経	最新政治・経済 新訂版	普	3全
	数研	719					実教	313			
数学A	104	数A	新 高校の数学A	普	2全	数学Ⅱ	104	数Ⅱ	改訂版 新 高校の数学Ⅱ	普	3全(継続)
	数研	716					数研	331			
人科活問学と	104	科人	科学と人間生活	普	1全	数学B	104	数B	改訂版 新 高校の数学B	普	3前
	数研	704					数研	329			
生物基礎	104	生基	新編 生物基礎	普	2全	数活用	7	数活	数学活用	普	4全
	数研	709					実教	301			
地学基礎	183	地基	高等学校 地学基礎	普	1全	化学基礎	104	化基	改訂版 新編 化学基礎	普	3全(継続)
	第一	705					数研	320			
保健体育	50	保体	現代高等保健体育	普	1全(継続)	生物	2	生物	改訂 生物	普	3前・後
	大修館	701					東書	306			
音楽Ⅰ	27	音Ⅰ	MOUSA1	普	2前・後	音楽Ⅱ	27	音Ⅱ	MOUSA2	普	3前・後
	教芸	703					教芸	310			
美術Ⅰ	116	美Ⅰ	高校生の美術1	普	2前・後	美術Ⅱ	116	美Ⅱ	高校生の美術2	普	3前・後
	日文	702					日文	304			
書道Ⅰ	38	書Ⅰ	書Ⅰ	普	2夜	英シニコミュ	9	コⅡ	Revised ENGLISH NOW English Communication II	普	3全(継続)
	光村	705					開隆堂	329			
シクイニ	9	CⅠ	Amity English Communication I	普	1全	英語Ⅰ表	15	英Ⅰ	MY WAY English Expression I New Edition	普	3全
	開隆堂	704					三省堂	324			
シクイニ	9	CⅡ	Amity English Communication II	普	2全	英語Ⅱ会	2	英Ⅱ	Hello there! English Conversation	普	4全
	開隆堂	704					東書	301			
表論現理Ⅰ	15	論Ⅰ	VISTA Logic and Expression I	普	2全	商業	7	商業	ビジネス経済	普	3前 4後・夜
	三省堂	706					実教	316			
家庭基礎	7	家基	図説家庭基礎	普	2全	商業	190	商業	簿記 新訂版	普	3夜
	実教	707					東法	340			
情報Ⅰ	7	情Ⅰ	図説情報Ⅰ	普	2全	家庭	6	家庭	子どもの発達と保育 育つ・育てる・育ち合う	普	3全
	実教	706					教図	304			
商業	190	商業	簿記	普	1全	家庭	7	家庭	フードデザイン 新訂版	普	3全
	東法	710					実教	313			
現代文A	183	現A	高等学校 改訂版 新編現代文A	普	3全						
	第一	307									
備考											

令和5年度使用教科用図書選定一覧表(案)

学校番号	学校名
中学9	下妻一高附属中

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学年
国語	東書	国語 701	新しい国語 1	1	音楽 (器楽合奏)	教芸	器楽 752	中学生の器楽	1 2(継続) 3(継続)
		国語 801	新しい国語 2	2	美術	光村	美術 702	美術 1	1
		国語 901	新しい国語 3	3			美術 802	美術 2・3	2 3(継続)
書写	東書	書写 701	新しい書写 一・二・三年	1 2(継続) 3(継続)	保健体育	大日本	保体 702	中学校保健体育	1 2(継続) 3(継続)
社会 (地理的分野)	帝国	地理 703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	1 2(継続)	技術・家庭 (技術分野)	東書	技術 701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	1 2(継続) 3(継続)
社会 (歴史的分野)	教出	歴史 706	中学社会 歴史 未来をひらく	1 2(継続) 3(継続)	技術・家庭 (家庭分野)	東書	家庭 701	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	1 2(継続) 3(継続)
社会 (公民的分野)	東書	公民 901	新しい社会 公民	3	英語	開隆堂	英語 702	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1	1
地図	帝国	地図 702	中学校社会科地図	1 2(継続) 3(継続)			英語 802	SUNSHINE ENGLISH COURSE 2	2
数学	数研	数学 706	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学1	1			英語 902	SUNSHINE ENGLISH COURSE 3	3
		数学 707	見方・考え方がはたらき、問題解決の チカラが高まる これからの 数学1 探究ノート	1	道徳	日文	道徳 704	中学道徳 あすを生きる 1	1
		数学 806	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学2	2			道徳 705	中学道徳 あすを生きる 1 道徳ノート	1
		数学 807	見方・考え方がはたらき、問題解決の チカラが高まる これからの 数学2 探究ノート	2			道徳 804	中学道徳 あすを生きる 2	2
		数学 906	日々の学びに数学的な見方・考え方を はたらかせる これからの 数学3	3			道徳 805	中学道徳 あすを生きる 2 道徳ノート	2
		数学 907	見方・考え方がはたらき、問題解決の チカラが高まる これからの 数学3 探究ノート	3			道徳 904	中学道徳 あすを生きる 3	3
道徳							道徳 905	中学道徳 あすを生きる 3 道徳ノート	3
理科	大日本	理科 702	理科の世界 1	1					
		理科 802	理科の世界 2	2					
		理科 902	理科の世界 3	3					
音楽 (一般)	教芸	音楽 702	中学生の音楽 1	1					
		音楽 803	中学生の音楽 2・3上	2 3(継続)					
		音楽 804	中学生の音楽 2・3下	2 3(継続)					
備考									

令和5年度使用教科用図書一覧表(案)

学校番号	学校名	部 名	課 程
特21	茨城県立結城特別支援学校	小学部	一般・重複

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年
生活 (生活的)	学研	O01	あそびのおうさまBOOK ぬって		1	国語 (書写)	2 東書	書写 101	あたらしいしよしゃー		5・6 (継続)
生活 (生活的)	合同出版	B01	絵でわかるこどもの せいかつずかん1 みのまわりのきほん		2	算数	17 教出	算数 C-121	さんすう ☆		1
生活 (生活的)	ポプラ	543	こえでおぼえるトーマス あいいうえお		3	算数	17 教出	算数 C-122	さんすう ☆☆ (1)		2
生活 (生活的)	偕成社	L01	100かいだてのいえ シリーズ 100かいだてのいえ		4	算数	17 教出	算数 C-123	さんすう ☆☆ (2)		2
生活 (生活的)	金の星社	F04	ひとりのできるもん! 4 うれしいごはん・ パン・めん料理		5	算数	17 教出	算数 C-124	さんすう ☆☆☆		3・4・ 5・6 (継続)
生活 (生活的)	合同出版	B04	絵でわかるこどものせ いかつずかん4 おつ きあいのきほん		6	音楽	2 東書	音楽 C-121	おんがく ☆		1
生活 (理科的)	ひかりのく	I01	改訂新版体験を広げる こどものずかん1 どうぶつえん		2	音楽	2 東書	音楽 C-122	おんがく ☆☆		2
生活 (理科的)	ひかりのく	C12	こどものずかん Mio12 きせつとしぜん		3	音楽	2 東書	音楽 C-123	おんがく ☆☆☆		3・4・ 5・6 (継続)
生活 (理科的)	ひかりのく	I04	改訂新版体験を広げる こどものずかん4 はなとやさい・ くだもの		4	図画工作	9 開隆堂	図工 101	ずがこうさく1・2上 わくわくするね		1・2 (継続)
生活 (理科的)	ひかりのく	I09	改訂新版体験を広げる こどものずかん9 からだとけんこう		5	図画工作	9 開隆堂	図工 102	ずがこうさく1・2下 みつけたよ		1・2 (継続)
生活 (理科的)	小峰書店	B01	りかのこうさく1ねん せい		6	図画工作	学研	G07	あそびのおうさま BOOK はじめてぬるほん		2
生活 (社会・家庭 生活的)	ひかりのく	D01	202シリーズ たべもの202		4	図画工作	9 開隆堂	図工 301	図画工作3・4上 できたらしいな		3・4 (継続)
生活 (社会・家庭 生活的)	ブロンズ新	C01	しごとば		5	図画工作	9 開隆堂	図工 302	図画工作3・4下 力を合わせて		3・4 (継続)
生活 (社会・家庭 生活的)	金の星社	553	社会科見学に役立つ わた したのくらしとまちのしごと 場 1 くらしをささえるし ごと せいそう工場・じょう 水場		6	図画工作	学研	O02	あそびのおうさま BOOK はって		4
生活 (地図)	戸田デザイ	005	にっぽんちず絵本		5・6 (継続)	図画工作	9 開隆堂	図工 501	図画工作5・6上 心をひらいて		5・6 (継続)
生活 (地図)	平凡社	B02	新版はじめましてにほ んちず		6	図画工作	9 開隆堂	図工 502	図画工作5・6下 つながる思い		5・6 (継続)
国語	2 東書	国語 C-121	こくご ☆		1	図画工作	成美堂出版	006	作ってみよう! リサイクル工作68		6
国語	2 東書	国語 C-122	こくご ☆☆		2	体育 (保健)	金の星社	593	やさしくわかるびょう きのえほん どうして かぜをひくの?インフ ルエンザになるの?		3・4 (継続)
国語	2 東書	国語 C-123	こくご ☆☆☆		3・4・ 5・6 (継続)	体育 (保健)	2 東書	保健 301	新しいほけん3・4		5・6 (継続)

令和 5 年 度 使 用 教 科 用 図 書 一 覧 表 (案)

学校番号	学校名	部 名	課 程
特 2 1	茨城県立結城特別支援学校	小学部	一般・重複

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年
体育 (保健)	旺文社	5 2 4	学校では教えてくれない大切なこと (18) からだと心		6						
特別の教科 道徳	借成社	R 0 1	あかちゃんのおそびえほん (1) ごあいさつおそび		1・2 (継続)						
特別の教科 道徳	福音館	K 0 4	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの 1ねんかん		3・4 (継続)						
特別の教科 道徳	ひかりのく	0 0 3	マナーやルールが どんどんわかる！ 新装改訂版 みぢかなマーク		5・6 (継続)						

様式 3

令和5年度使用教科用図書一覧表(案)

学校番号	学校名	部 名	課 程
特21	茨城県立結城特別支援学校	中学部	一般・重複

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年
国語	2 東書	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆		1	音楽	2 東書	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆		1
国語	2 東書	国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆		2・3 (継続)	音楽	2 東書	音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆		2・3 (継続)
書写	2 東書	書写 201	新しい しよしゃ 二		1・2・3 (継続)	美術	38 光村	美術 702	美術1		1
社会	金の星社	554	社会科見学に役立つ わたしたちのくらしとまちのしごと場2 つくるしごと・売るしごと 農家・スーパーマーケット		1	美術	38 光村	美術 802	美術2・3		2・3 (継続)
社会	JTB	501	るるぶ地図でよくわかる都道府県大百科		2	保健体育	2 東書	保健 501	新しい保健5・6		1・2・3 (継続)
社会	旺文社	516	学校では教えてくれない大切なこと10身近な危険防災と防犯		3	保健体育	学研	L12	ニューワイド学研の図鑑 増補改訂人のからだ		2
社会(地図)	昭文社		見たい!知りたい!学びたい!世界ちぢょう		1・2・3 (継続)	職業・家庭	山と溪谷社	001	家庭科の教科書小学校低学年～高学年用		1・2・3 (継続)
社会(地図)	小学館	C02	ドラえもんちぢかん2 せかいちぢ		2・3 (継続)	特別の教科 道徳	草思社	001	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと		1・2・3 (継続)
数学	17 教出	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆		1						
数学	17 教出	数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆		2・3 (継続)						
理科	小学館	797	小学館の図鑑NEO [新版] 科学の実験DVDつき		1						
理科	旺文社	536	小学総合的研究わかる 理科実験・観察新装版		2・3 (継続)						
理科	小峰書店	B01	りかのこうさく1ねんせい		3						

様式 3

令和5年度使用教科用図書一覧表(案)

学校番号	学校名	部名	課程
特21	茨城県立結城特別支援学校	高等部	A～C 課程

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書名	使用学科	使用学年
国語	日本教育研	A01	ひとりだちするための国語	A課程	1・2・3 (継続)	家庭	開隆堂出版	002	職業・家庭たのしい家庭科 わたしのくらしに生かす	B課程	1・2・3 (継続)
社会	日本教育研	512	ひとりだちするための社会	A課程	1・2・3 (継続)	家庭	ナツメ社	001	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん	B課程	3
数学	日本教育研	A02	ひとりだちするための算数・数学	A課程	1・2・3 (継続)	特別の教科 道徳	日本図書センター	531	メシが食える大人になる！ もっとよのなかルールブック	B課程	1・2・3 (継続)
理科	東洋館	004	くらしに役立つ理科	A課程	1・2・3 (継続)	特別の教科 道徳	日本図書センター	534	ヤワな大人にならない！ 生きかたルールブック	B課程	1・2・3 (継続)
職業	日本教育研	509	ひとりだちするためのライフキャリア教育	A課程	1・2・3 (継続)	特別の教科 道徳	国土社	545	ルールとマナーを学ぶ 子ども生活図鑑 ④人間関係編	B課程	3
職業	日本教育研	505	ひとりだちするためのビジネス マナー&コミュニケーション	A課程	3	音楽	光文書院		みんなのうた	B・C課程	3
職業	日本教育研	507	ひとりだちするための進路学習	A・B 課程	1・2・3 (継続)	理科	家の光		新版 だれでもできる ベランダで野菜づくり	C課程	1・2・3 (継続)
家庭	開隆堂出版	512	共に生きる家庭科一自立を目指して	A課程	1・2・3 (継続)	理科	ひかりのく	104	改訂新版体験を広げ るこどものずかん4 はなとやさい・ くだもの	C課程	3
家庭	東洋館	006	くらしに役立つ家庭	A課程	3	理科	群洋社		そのまんまお弁当料理 カード [第3版]	C課程	3
情報	実教出版		30時間でマスター Word 2019	A課程	1・2・3 (継続)	理科	くもん出版	B01	たべものカード	C課程	2
情報	実教出版		30時間でマスター Excel 2019	A課程	1・2・3 (継続)	音楽	岩崎書店		世界の音楽 なんでも 事典<AR付き>	C課程	1・2・3 (継続)
情報	日本文教出版		見てわかる情報モラル 第3版	A課程	1・2・3 (継続)	音楽	小学館		楽しいオーケストラ 図鑑	C課程	2
特別の教科 道徳	日本教育研	506	ひとりだちするための トラブル対策 改訂版	A課程	1・2・3 (継続)						

様式 3

令和5年度使用教科用図書一覧表(案)

学校番号	学校名	部 名	課 程
特21	茨城県立結城特別支援学校	高等部	ビジネス・ライフ科

種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年	種目名	発行者の略称	教科書の記号・番号	書 名	使用学科	使用学年
国語	東洋館	002	くらしに役立つ国語	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	職業	ジアース教育新社	501	知的障害・発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
社会	東洋館	001	くらしに役立つ社会	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	職業	ジアース教育新社	506	知的障害・発達障害の人たちのための見てわかる社会生活ガイド集	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
数学	東洋館	003	くらしに役立つ数学	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	職業	日本教育研	507	ひとりだちするための進路学習	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
理科	東洋館	004	くらしに役立つ理科	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	情報	実教出版		30時間でマスターWord 2019	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
英語	東洋館	511	くらしに役立つ英語	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	情報	実教出版		30時間でマスターExcel 2019	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
英語	OXFORD UNIVERSITY PRESS		UP AND AWAY IN ENGLISH 1	ビジネス・ライフ科	3	情報	日本文教出版		見てわかる情報モラル 第3版	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
音楽	音楽之友社	501	クラス合唱曲集 レッツ・コーラス! 第二版	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	情報	実教出版		30時間でマスタープレゼンテーション+PowerPoint 2019	ビジネス・ライフ科	3
保健体育	東洋館	005	くらしに役立つ保健体育	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	特別の教科 道徳	東洋館	513	くらしに役立つソーシャルスキルよりよく暮らす・働く・楽しむー	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)
家庭	東洋館	006	くらしに役立つ家庭	ビジネス・ライフ科	1・2・3 (継続)	特別の教科 道徳	日本教育研	509	ひとりだちするためのライフキャリア教育	ビジネス・ライフ科	3

## 第20号議案

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について

令和4年第3回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたので、これに同意する。

令和4年8月25日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

地方公務員法等の一部が改正され、令和5年度から国家公務員と同様に地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられること等に伴い、関係条例を一括して整備することにつき、知事から意見を求められたので、これに同意しようとするもの。

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 主な規定内容

(1) 定年引上げに伴う規定の整備

法改正の内容	条例に規定する内容	対応する条例												
定年年齢の段階的な引上げ	定年年齢：65歳 ⇒ 令和5年度から、定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げ <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行</td> <td>R5・6年度</td> <td>R7・8年度</td> <td>R9・10年度</td> <td>R11・12年度</td> <td>R13年度～</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>61歳</td> <td>62歳</td> <td>63歳</td> <td>64歳</td> <td>65歳</td> </tr> </table>	現行	R5・6年度	R7・8年度	R9・10年度	R11・12年度	R13年度～	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	職員の定年等に関する条例 第3条 外
現行	R5・6年度	R7・8年度	R9・10年度	R11・12年度	R13年度～									
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
管理監督職勤務上限年齢制 (役職定年制)の新設	対象となる職：管理職手当の支給対象となる職等 勤務上限年齢：原則60歳(公務運営に支障が生じる場合の特例任用あり)	同第6条 外												
定年前再任用短時間勤務制 の新設	対 象：60歳到達後に退職した定年前の者 任 期：定年退職日まで	同第12条 外												
情報提供・意思確認制度 の新設	内 容：60歳以後の任用・給与等に関する情報提供、60歳到達後の勤務の意思確認を実施 時 期：職員が59歳に達する年度に実施	同付則第6号												
60歳を超える職員の給与	60歳到達後の給料月額：60歳前の7割水準 " 諸 手 当：60歳前職員と同額 (通勤手当、扶養手当、住居手当等) " の7割水準(給料調整額、教職調整額、地域手当等)	職員の給与に関する条例 付則第25項 外												
	60歳到達後の退職手当：定年退職と同様に算定 給料月額の減額により退職手当が減額しないよう規定	職員の退職手当に関する条例 付則第20項 外												
現行の再任用制度の廃止	(廃止)	職員の再任用に関する条例												
暫定再任用制度の導入 (経過措置)	内 容：定年以上の年齢である退職者等を現行の再任用と同様に採用できることを規定 期 限：令和14年3月31日まで	(標記条例)												

(2) その他

- ア 再任用に関する制度の変更に伴い、勤務時間・特殊勤務手当・年次休暇等に係る規定を改正  
(職員の勤務時間に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例 外)
- イ その他所要の改正  
(職員の分限に関する条例、茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 外)

2 施行日

令和5年4月1日(一部の規定は公布の日から施行)

## ＜参考＞改正等を行う条例一覧

### 【改正条例】

- (1) 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）
- (2) 職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）
- (3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年茨城県条例第42号）
- (4) 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）
- (5) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）
- (6) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）
- (7) 職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）
- (8) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年茨城県条例第62号）
- (9) 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）
- (10) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）
- (11) 職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）
- (12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）
- (13) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）
- (14) 企業職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第51号）
- (15) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）
- (16) 茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）
- (17) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）
- (18) 病院事業職員の育児休業等に関する条例（平成18年茨城県条例第20号）

### 【廃止条例】

- 職員の再任用に関する条例（平成13年茨城県条例第7号）

## 第 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和26年茨城県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。)とする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

2 職員の給与に関する条例付則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、第2条の2第1項中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給とする」とする。

3 第3条第2項の規定は、職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年茨城県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同条ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（以下この項において）」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同条ただし書中「（以下）の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第1項中「付則第17項第3号」を「付則第16項第3号」に改め、同条第2項中「第22条の4及び付則第20項」を「第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、「100分の62.5」とあるのは「100分の32.5」」を削り、同条第4項中「付則第17項第3号」を「付則第16項第3号」に改める。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条の4第1項中「この条及び付則第17項第4号」を「この項から第3項まで及び付則第16項第4号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「付則第17項第4号」を「付則第16項第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

第22条の6第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3項中「第9条の3」を「第6条第3項から第10項まで、第9条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第2項中「基いてなされた」を「基づいて行われた」に改める。

付則第4項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

付則第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

付則第9項を削り、付則第10項を付則第9項とし、付則第11項を付則第10項とする。

付則第12項中「付則第15項」を「付則第14項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項を付則第12項とし、付則第14項を付則第13項とし、付則第15項を付則第14項とし、付則第16項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第17項第1号中「付則第19項及び付則第20項」を「付則第18項及び第19項」に、「及び付則第19項」を「及び付則第18項」に改め、同項第4号中「付則第20項」を「付則第19項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項を付則第17項とし、付則第19項各号列記以外の部分中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項第1号中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第20項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第21項中「付則第16項」を「付則第15項」に、「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第22項を付則第21項とし、付則第23項を付則第22項とし、付則第24項中「付則第17項の」を「付則第16項の」に、「付則第21項、第22項第2号」を「付則第20項、第21項第2号」に、「付則第21項中」を「付則第20項中」に、「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に、「付則第22項第2号」を「付則第21項第2号」に、「付則第24項」を「付則第23項」に、「付則第19項第1号」を「付則第18項第1号」に改め、同項を付則第23項とする。

付則第25項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第24項とする。付則に次の10項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第27項及び第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第●号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例（以下この項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 定年条例第3条ただし書に規定する職員

- (5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び付則第29項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 29 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 30 付則第28項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第28項中「前項」とあるのは「第29項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第27項及び第28項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 付則第27項、第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 付則第27項，第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条の5第2項，第14条の6第2項，第14条の7第2項及び第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「給料月額」とあるのは，「給料月額と付則第27項，第29項，第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 付則第25項から前項までに定めるもののほか，付則第25項の規定による給料月額，付則第27項の規定による給料その他付則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は，人事委員会規則で定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

別表第4の1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700

別表第4の2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第4の3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第5の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第6の1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第6の2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第6の3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第7の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第3項及び第29条第4項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に

改める。

第5条の2第1項中「した者」の次に「（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第5条の4 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第2号イ」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）」を加える。

第7条の3の表第7条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（）」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第7条の2第1号の項中欄中「特定減額前給料月額」を「次号において同じ。）」に改め、同項右欄中「特定減額前給料月額及び」を「以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の5第1項中「第5条の2」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第12条第2項中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

第14条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより、元の任命権者

にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しないに改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第17条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項第1号（見出しを含む。）中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第2項から第24項までを削る。

付則第25項中「（前項に規定する者を除く。）」を削り、同項を付則第2項とする。

付則第26項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第27項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和59年法律第71号）」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和59年法律第87号）」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和28年法律第182号）」を加え、同項を付則第4項とする。

付則第28項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第29項を付則第6項とする。

付則第30項中「附則第25条」を「附則第13条」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第31項を付則第8項とする。

付則第32項中「以下」の次に「この項において」を加え、「（付則第19項又は第21項の規定の適用を受ける者を除く。）」を削り、同項を付則第9項とする。

付則第33項を付則第10項とする。

付則第34項中「付則第31項」を「付則第8項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第35項中「第5条の3まで」を「第5条の4まで及び付則第20項から第27項まで」に、「付則第35項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第36項中「又は第5条の2」を「第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は付則第27項及び第24項」に改め、同項を付則第13

項とする。

付則第37項中「第5条」の次に「又は付則第22項」を加え、「付則第35項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第38項を削り、付則第39項を付則第15項とする。

付則第40項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第41項を付則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額は含まないものとする。

付則第42項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第19項とし、同項の次に次の9項を加える。

20 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対しては適用しない。

21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第21項」とする。

22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第22項」とする。

23 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第●号）第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（付則第26項において「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

24 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）付則第25項の規定による職員の給料月額額の改定（付則第27項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第4条第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）及び第5条

第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3、第5条の4及び第7条の3の適用については、第5条の3本文中「定年」とあるのは、「定年（付則第23項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）」と、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（付則第23項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）」とする。

- 26 当分の間、第4条第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）及び第5条第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3、第5条の4及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「0月」とする。

付則第23項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者であつて付則第23項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	60歳
付則第23項第1号に掲げる職員	65歳
付則第23項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

- 27 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における給料月額の減額改定以外の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（当該特別特定減額日が7割措置減額日より前のものに限る。以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日ま

での勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

28 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第2号アに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第2号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

付則第43項を付則第29項とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年茨城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部改正)

第9条 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項の見出し中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項中「付則第17項の」を「付則第16項の」に、「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に、

「付則第17項第2号」を「付則第16項第2号」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第10条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則に次の1項を加える。

3 給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「法第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「施設等」を「施設」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「，引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができ

ない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所及び障害児入所施設並びに別表に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）第9条の2に規定する職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前各号に準ずる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長され

た当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、

従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則に次の見出し及び4項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64年	69年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第●号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員であつて、第3条本文の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条本文中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該

職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

7 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 精神保健福祉センター

別表中第3号及び第4号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第5条中「付則第16項」を「付則第15項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項各号列記以外の部分中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第14条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条の表第6条第11項の項中欄中「とする」を「勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に

規定する勤務時間で除して得た数」に、右欄中「に、算出率を乗じて得た額とする」を「算出率」に改め、第12条第2項第2号の項中欄中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削る。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項の前の見出し中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項中「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に改める。

付則第4項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「第27条第2項」を「第30条第2項」に、「付則第19項」を「付則第18項」に改める。

付則第5項の見出し中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項中「第27条第2項」を「第30条第2項」に、「付則第23項」を「付則第22項」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

付則に次の1項を加える。

(管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員に関する読替え)

- 6 給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する第19条及び付則第3項の規定については、第19条の表第6条第3項の項中「給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例」とあるのは「給料月額(付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額を含む。以下同じ。)」は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例」と、付則第3項中「給料月額に勤務時間条例」とあるのは「給料月額(付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額を含む。以下同じ。)」に、勤務時間条例」とする。

(企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 企業職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項各号列記以外の部分中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第11条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第15条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期

間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同条第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第16条 茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第17条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第31条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（病院事業職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第18条 病院事業職員の育児休業等に関する条例（平成18年茨城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項各号列記以外の部分中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第11条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第19条 職員の再任用に関する条例（平成13年茨城県条例第7号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中職員の退職手当に関する条例第14条第4項及び第11項の改正規定、付則第30項の改正規定（「付則第25条」を「付則第13条」に改める部分に限る。）並びに付則第42項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに第13条中職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定並びに第

14条中企業職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定並びに第18条中病院事業職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定並びに付則第6条第2項及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして新勤務時間条例の規定を適用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。付則第19条において「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第12条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項及び第22条の6第2項の規定を適用する。

6 新給与条例第22条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年茨城県条例第●号)付則第2条に規定する

暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 給与条例第6条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで及び第23条並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例付則第25項から第34項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新休日休暇条例」という。）第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新休日休暇条例の規定を適用する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）第10条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

2 新退職手当条例第14条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新退職手当条例第18条第1項第2号及び第3号、第19条第1項第2号及び第3号並びに第21条第5項の規定を適用する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第8条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例第1条の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項，地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項，第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項の規定については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第10条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第11条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務につ

いて準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第11条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前4号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用す

る者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第12条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。次項において同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。付則第16条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第13条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第14条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第15条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第11条及び第12条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第16条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短

時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第17条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用常時勤務職員に対する第12条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第２条第２項第１号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和３年改正法附則第16条の規定による改正後の育児休業法第19条第１項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第13条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第28条第２号の規定については、同号中「第22条の４第１項」とあるのは「第22条の４第１項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用常時勤務職員に対する第15条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第２項第１号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。」とし、同条例第11条第１号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第４条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第16条の規定による改正後の茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条第１号の規定については、同項中「第22条の４第１項」とあるのは「第22条の４第１項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第17条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第２条第１項の規定の適用については、同項

中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- 2 暫定再任用職員に対する第17条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。  
（その他の事項）

第23条 この条例に規定するもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（茨城県の休日を守る条例の一部改正）

第24条 茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「並びに付則第22項及び第25項」を「及び付則第2項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第25条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第6条の2」を「第6条第11項」に、「同条」を「同項」に、「前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「の給料月額」に、「その者に」を「の当該職員に」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者の」を「当該職員の」改める。

付則第2項中「付則第11項」を「付則第10項」に改める。

付則第3項中「付則第25項」を「付則第24項」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第26条 職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第2項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 5 給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する付則第2項から前項までの規定については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第27条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は付則第20項若しくは第21項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の4まで及び付則第20項から第25項まで」に、「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

付則第4項中「新条例第3条第1項」を「職員の退職手当に関する条例第3条第

1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2（同条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び付則第23項」に改める。

付則第5項中「新条例第5条」を「職員の退職手当に関する条例第5条又は付則第21項」に改める。

付則第6項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第5条の3」を「第5条の4」に改め、「付則第22項並びに」を削る。

付則第12項各号列記以外の部分中「新条例第2条の4及び」を「職員の退職手当に関する条例第2条の4及び」に、「新条例第2条の4から第5条の3」を「同条例第2条の4から第5条の4」に、「及び新条例」を「及び職員の退職手当に関する条例」に改め、同項第1号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第28条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年茨城県条例第73号）の一部を次のように改正する。

付則第22項中「付則第35項」を「付則第12項」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第29条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第15項中「第5条の3」を「第5条の4」に、「並びに付則第35項から第37項」を「並びに付則第12項から第14項」に改める。

令和4年 月 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例関係 新旧対照表（一部抜粋）

■ 職員の定年等に関する条例（昭和 59 年茨城県条例第 6 号）関係（一部抜粋）

改正案	現行
<p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>65</u> 年とする。ただし、別表に掲げる施設<u>等</u>において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢 <u>70</u> 年とする。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所及び障害児入所施設並びに別表に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）第 9 条の 2 に規定する職</p> <p>(2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）</p> <p>(3) 前各号に準ずる職として人事委員会規則で定める職</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 <u>60</u> 年とする。</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p>第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でそ</p>	<p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>60</u> 年とする。ただし、別表に掲げる施設<u>等</u>において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢 <u>65</u> 年とする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

の職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

付 則

(定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>
<u>令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>
<u>令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>
<u>令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	<u>69年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

[新設]

[新設]

■ 職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）関係（一部抜粋）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>25 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（付則第 27 項及び第 29 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 6 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。</p>	[新設]

■ 職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年茨城県条例第 1 号）関係（一部抜粋）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>20 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は付則第 20 項」とする。</p>	[新設]
<p>21 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は付則第 21 項」とする。</p>	[新設]
<p>23 職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）付則第 25 項の規定による職員の給料月額の改定（付則第 26 項において「給料月額 7 割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>	[新設]